

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

1 趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定します。

財政ビジョン策定にあたり、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、素案をもとにパブリックコメントを実施します。

2 財政ビジョンについて ※下記、資料 1 及び 2 参照

- ・資料 1 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」冊子
- ・資料 2 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」パブリックコメント用リーフレット

3 パブリックコメントの概要

(1) 市民意見募集期間

令和 4 年 3 月 1 日（火）から 4 月 5 日（火）まで

(2) 御意見の提出方法

電子申請フォーム、電子メール、郵送（リーフレット付属の専用はがき）、FAX

(3) パブリックコメント用リーフレット（資料 2）の配布場所

募集期間中、区役所、市立図書館、横浜市市民情報センター等で配布

※冊子（資料 1）は、各区役所広報相談係、市立図書館、横浜市市民情報センター、横浜市財政局財政課及び本市ホームページで閲覧できます。

(4) その他

区連会 2 月定例会、広報よこはま 3 月号や横浜市公式 Twitter・LINE でお知らせするほか、2 月下旬に記者発表を行います。

4 策定までのスケジュール（現在の予定：令和 4 年 2 月現在。議会への説明・審議を経て確定）

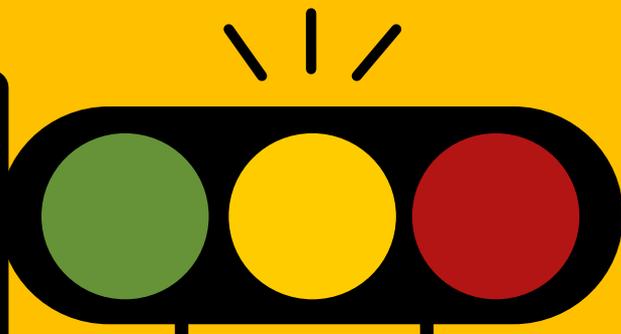
5 月頃 パブリックコメントの結果・原案の公表

6 月頃 確定 ※横浜市議会基本条例第 13 条に基づく

担当：財政局財政部財政課 高瀬、杉田、松永

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

E-mail: za-zaisei@city.yokohama.jp



赤信号になる前に

財政ビジョン

横浜市の持続的な発展に向けた

を策定します

皆様の御意見をお聞かせください

令和4年3月1日(火)

から

4月5日(火)

まで

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。

現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立し、“財政を土台”に、持続可能な市政を進められるよう「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を策定していきます。

目指すべき「持続的な財政」の姿を実現するために 財政運営の基本方針を定めます

1 債務管理

市民一人当たり残高を中長期的に管理し、計画的・戦略的に市債を活用することで、債務がバランスを徹底します。また、債務の償還資金は、償還スケジュールに合わせて、予算や減債基金への積立により確実に手当てします。

2 財源確保

財源の安定的・構造的充実に向け、総合的な施策に取り組みます。また、従来の財源調達手段に捉われず、新たな考え方や手法を取り入れながら、財源を確保します。

3 資産経営

保有する土地・建物の戦略的利活用により、価値の最大化を進めます。また、公共施設が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、保全・運営の適正化、規模の効率化、財源創出の3つの原則により公共施設マネジメントを推進します。

4 予算編成・執行

「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立する予算編成を行います。また、十分な余力を確保し、臨機応変に対応できる強靱な財政構造を構築・維持します。政策展開・行政運営において、データ活用を徹底します。

5 情報発信

財政に関する現在・過去・未来の情報やデータを市民の皆様としっかり共有し、協働・共創による市政への主体的な関わりへとつなげます。

6 制度的対応

持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実に向け、行政現場の実情と客観的なデータに基づく具体的な国への提案・要望に取り組みます。

目指すべき「持続的な財政」の姿

「安定性」「強靱性」「将来投資能力」の3つ性質を備え、市政運営の土台としての役割が将来にわたり継続的に発揮できる財政を目指します。

基礎的な行政サービスを提供し続けることができる

安定性

自然災害等による急激な変化に対して機動的・柔軟に対応できる

強靱性

将来投資能力

将来のための資金を効率的に調達し、事業を進めることができる

持続性評価指標

指標を用いて「財政の持続性」を定期的にモニタリングし、総合的に評価していきます。

2065年度
収支不足額 1752億円

今後、支出は増えていくけれど収入は減っていくため、収支不足額は大きくなるばかり...このままでは、必要な行政サービスを行うことができなくなってしまいます

将来アクションに取り組み、収支不足に対応していきます

基本方針に基づいた
将来アクションに取り組みます

債務管理アクション

一般会計が対応する借入金市民一人当たり残高を2040年度に現在水準(約84万円)に抑制

資産経営アクション

・公共建築物の床面積を2040年度時点で現在水準より増やさず、2065年度までに▲10%縮減
・未利用等土地を2030年度までに30ha、2040年度までに60ha利活用

収支差解消アクション

2030年度までに、減債基金に頼らず収支差を解消

国への要望

地方税財政制度への提案

2022年度
収支不足額 0円

2030(R12)

2040(R22)

2050(R32)

2060(R42)

皆様からの御意見を
募集します！

募集期間 令和4年3月1日(火)から4月5日(火)まで

提出方法

①電子申請システム **推奨**

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4fa2a106-53c9-425f-84ca-a5ce5c96492a/start>



②電子メール※ za-zaiseivision@city.yokohama.jp

③郵送 本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。切手は不要です。

④FAX※ 045-664-7185

※電子メール・FAXにて御提出いただく場合は、住所・氏名・御意見いただく項目・財政ビジョンへの御意見である旨を明記しうえてお送りください。

留意事項

- ・御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
- ・頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に伴い頂いた氏名・住所・メールアドレス等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

財政ビジョンへの御意見を 御記入ください

●御意見のある項目に✓を入れてください。(複数選択可)

- 策定の背景・ねらい
- 財政ビジョンの位置づけ
- 目指すべき「持続的な財政」の姿
- 財政運営の基本方針
 - 債務管理
 - 財源確保
 - 資産経営
 - 予算編成・執行
 - 情報発信
 - 制度的対応
- 持続性評価指標
- 将来アクション
- その他()

●こちらに御意見をお書きください。

素案冊子は以下の場所で閲覧できます

- 横浜市財政局財政課ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html>



- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（横浜市庁舎3階）
- 横浜市立図書館
- 財政局財政課（横浜市庁舎12階）

※素案冊子については閲覧のみとなっております。
紙での配布は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。

(切り取り線)

郵便はがき



差出有効期限
令和4年
4月5日まで

切手を貼らずに
お出しください。

(受取人)
横浜市中区本町

見本

担当者
使用欄 No.

回答されるあなたの情報を御記入ください

住所	<input type="checkbox"/> 横浜市()区	<input type="checkbox"/> 市外
氏名		

御意見の提出に伴い頂いた氏名・住所等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

策定までのスケジュール

※現在の予定（令和4年2月現在）

令和4年1月28日 素案の公表

令和4年3月1日 パブリック
から4月5日 コメント

令和4年5月頃 パブリック
コメントの結果・
原案の公表

頂いた御意見を参考に原案を策定
令和4年第2回市会定例会に
原案を提出

令和4年6月頃 確定※

※横浜市議会基本条例第13条に基づく

問合せ先 横浜市財政局財政課

・TEL 045-671-2231 ・FAX 045-664-7185
・電子メール za-zaiseivision@city.yokohama.jp

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（情報提供）

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。

詳細は別添「横浜市版 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内」をご覧ください。

2 申請書の配布及びチラシ配架場所（令和4年2月16日配布開始）

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある住民税非課税世帯には、2月14日から順次、「確認書（申請書）」をお送りします。

世帯の中に令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる住民税非課税世帯の方や、家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の方は、下記(1)の方法で申請書を取得していただき、申請をしてください。

(1) 申請書配布

ア 区役所申請サポート窓口、区社会福祉協議会にて配布

イ 横浜市ウェブページからダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

(2) チラシ配架場所

市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ

3 お問合せ先

(1) 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝日含む。）

※ 3者通話による外国語対応を行います。

（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、タガログ語）

(2) 申請サポート窓口（令和4年2月16日開設）

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

※ 詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜市 住民税非課税 給付金

検索

※ 広報よこはま2・3月号に制度概要等を掲載

※ 横浜市民生委員児童委員協議会3月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただきます。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

吉田、小野田

電話番号：671-4754、FAX 番号：664-4739

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

支給対象と申請の手続き

横浜市で支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯の世帯主）

① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和3年度※
「住民税均等割が非課税」
の世帯

※令和2年1月1日から令和2年12月31日の
間に得た収入が対象

② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民
登録があって新型コロナ
ウイルス感染症の影響で
令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯

【さらに】世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない
他都市含め、世帯内に、本給付金を支給された方がいない

A 確認書(申請書)が届きます(要返送)

世帯の全ての方が
令和3年1月1日以前から
横浜市にお住まいの場合

郵送で確認書(申請書)が届きます。
必要事項をご記入の上、ご返送ください。

申請書を提出してください

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

または

B 申請書を提出してください

世帯の中に令和3年1月2日以降に
市外から転入してこられた方がいる
場合

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**(支給は1回のみ)

申請期限(必着)

令和4年9月30日(金)

横浜市 住民税非課税 給付金

検索



特設ページ

給付金の申請手続き

① 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

A

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの場合

- 対象世帯の世帯主の方へ、支給内容や確認事項が書かれた確認書(申請書)が**郵送で届きます**。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返送**してください。



B

世帯の中に、令和3年1月2日以降に横浜市へ転入してこられた方がいる場合

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。
(令和3年度の住民税課税地が横浜市ではないため、申請をお願いします。)

※令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの方でも、世帯構成に変更があった場合は、確認書(申請書)が届かない可能性がありますので、個別にお問合せください。

② 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準*以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。
*《一例》单身又は扶養親族がいない場合：給与収入100万円以下、配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：給与収入156万円以下

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
(制度についてのお問合せ)

0120-526-145

受付時間：9：00～20：00 ※土日祝含む

横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

0120-045-320

受付時間：9：00～19：00 ※土日祝含む

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間：月～金曜日：9：00～17：00 ※受付日時は変更することがあります。



家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

申請締切日

9/30(金)
必着

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

支給対象となる世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があって、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。

※令和4年6月以降（令和4年度住民税の税額決定後）に令和3年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和4年度住民税均等割非課税であることが条件です。

※世帯としての収入（所得）の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入（所得）で判定します。

住民税非課税相当の判定イメージ(例)

令和3年1月
以降の任意の
1か月の収入

×

≤

12か月

家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	204.3万円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。
詳細は、横浜市ウェブページ等でご確認ください。

申請手続き・問合せ先等

申請手続き : 申請書類は、横浜市ウェブページからダウンロード、または、お近くの区役所等でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト: [横浜市 住民税非課税 給付金](#) [検索](#)



特設ページ

コールセンター : 0120-045-320 (9:00~19:00、土日祝含む)

相談窓口 : 各区に申請サポート窓口を設置 (平日 9:00~17:00)

※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。

自治会・町内会長 様

横浜市鶴見区長 森 健二
横浜市市民局長 石内 亮
横浜市議会局長 屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。

令和 4 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、マスクの着用など感染症対策にご配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、「広報よこはま」には毎月 11 日以降の行事を掲載しております。このため配布にあたっては 10 日までに各世帯へお配りいただきたく、併せてお願いいたします。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）※
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和4年5月、8月、11月 令和5年2月	4円

※謝金は実際にお配りいただいた部数について、年2回に分けてお支払いします。

※謝金額は令和4年度予算議決後に確定します。

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

各世帯へ毎月1日～10日までの間に配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

ただし、令和5年1月号は、令和4年12月29日までにお届けします。

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数について、各団体宛に年度内に2回（令和4年10月と令和5年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

鶴見区区政推進課広報相談係 Tel 510-1680～1682 FAX 510-1891

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります（報酬を配布担当のご本人が受け取る場合を除きます）。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係にご相談ください。
- (2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段のご配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和4年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。
- (6) 鶴見区社会福祉協議会が例年全戸配布している「共同募金鶴見区だより」を配送するにあたり、広報配布担当者の情報（住所・氏名・連絡先）を鶴見区社会福祉協議会に提供いたします。あらかじめ御了承ください。

担当：鶴見区区政推進課広報相談係

Tel 510-1680～1682 FAX 510-1891

市民局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局総務課 広報等担当

Tel671-3041 FAX681-7388

連絡先：鶴見区役所広報相談係

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

電話：510-1680～1682 ファクス：510-1891

広報よこはまの配布にご協力いただきありがとうございます。

配布担当者様・配送先・部数などに変更がある場合は、下記の連絡票に必要事項をご記入のうえ、変更を希望する月の前月10日までに区役所広報相談係まで電話またはファクス、郵送にてご連絡ください。

「広報よこはま」の配送先などの変更事項連絡票

●記入日	令和 年 月 日
●変更時期	令和 年 月号から ※前月の10日までにご連絡ください
●配布団体名 (自治会・町内会、 マンション名など)	記入者ご氏名 (電話)

●変更内容 ※変更点のみを記入してください				
変更事項	変更前		変更後	
配布担当者	氏名		氏名	
	電話		電話	
配送先 ※自治会館などの場合は 建物名もご記入ください	住所	〒230- 鶴見区	住所	〒230- 鶴見区
配布部数	部		部	
その他				

「共助のための防災活動支援事業」の補助団体を募集！

～鶴見区の防災活動を応援します～

鶴見区では、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するため、次の補助事業について募集を行います。

1 共助のための防災活動支援事業の補助団体募集について

地域防災力の向上につながる活動を支援します。(補助金額 最大15万円、補助期間1年)
※令和4年度から対象となる活動に指定があります。【詳細は、別添募集案内を参照】

2 補助金交付までの手続きについて

- (1) 申請受付期間
令和4年2月21日(月)～3月18日(金) (土、日、祝日除く)
(受付時間 8時45分～17時)
- (2) 審査会
令和4年3月25日(金) 午後(予定)
(審査会で事業説明を行っていただきます)
※感染症拡大の状況に応じて、今後日程及び開催形式を変更させて頂く可能性があります。
- (3) 補助金交付・不交付の決定時期
令和4年4月上旬頃(予定)
- (4) 申請書の入手、応募及びお問合せ先
鶴見区総務課防災担当(区庁舎5階5番窓口 Tel: 045-510-1656)
申請書は下記URLからダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html

※ いずれの事業も、令和4年度予算の成立を前提としており、不成立の場合は実施しない場合がありますので、御承知おきください。

お問合せ先

鶴見区役所 総務課 防災担当 Tel 045-510-1656

令和4年度 共助のための防災活動支援事業



「共助」とは、皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動の意味です。

「みんなの町をみんなで守る」ことは、地域の皆さんにとって、最も効果的な防災対策です。

『共助のための防災活動補助金制度』（平成25年度開始）は、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するための制度です。

※令和4年度から、対象となる活動に指定がありますのでご注意ください。

～『共助のための防災活動補助金』の概要～

□対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体

□対象となる活動

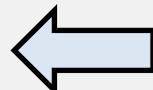
地域防災力の向上につながる活動のうち、募集時に **区が指定する取組**

※令和4年度は「避難場所の多様化・分散化」「災害時ペット」等
（詳細は次頁「3 対象となる取組」をご覧ください。）

□補助金額

上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）

【注 意】令和4年度内に完結すること



申請書類は
こちらから

※詳細は次頁以降に記載しています。

■申請受付期間

令和4年2月21日（月）～3月18日（金）

※受付時間は8時45分～17時（土、日、祝日を除く）

■提出・お問い合わせ先

鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎5階5番窓口）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

《電話》045-510-1656 《FAX》045-510-1889

《Eメール》tr-bousai@city.yokohama.jp

まずは、防災担当までご相談ください！

【お断り】 この事業は、横浜市令和4年度予算の議決を条件とします。議決されなかった場合は実施しないことがありますので、ご承知おきください。

共助のための防災活動補助金制度

1 目的

地域防災力の向上を目的として、地域の様々な団体や人々による共助のための自主的な活動を行う際の資金の一部を支援します。

2 対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体であること。
自治会・町内会等、PTA、NPO、ボランティアグループ、その他市民活動団体

3 対象となる取組

～令和4年度からの変更点について～

鶴見区には地震時の津波や火災、風水害時の洪水やがけ崩れ等、様々な災害リスクがあります。また近年頻発している豪雨・台風への対応や、コロナ禍での災害への対応、高齢化の加速に伴う災害時の要援護者の支援など、取り組むべきことが多々あります。

これらの「鶴見区に必要な防災・減災対策」を区として重点的に取り組んでいくため、ともに取り組んでいただける皆様のご活動をこの制度で支援できるよう、今年度から対象となる取組を指定することとしました。

令和4年度においては、下記の取組を対象として支援を行います。

取組	例
①避難場所の多様化・分散化 (在宅避難含む)に寄与する取組	・在宅避難啓発チラシ作成 ・地域施設等と連携した災害時避難場所の確保
②地域特性(災害時リスク)に応じた 防災・減災対策	・防災まち歩き ・地区ごとの防災マップ作成
③小・中学生等を対象とした取組	・防災講座、教材の購入、啓発イベントの開催
④災害時ペットに関する取組	・ペット同行避難の啓発活動 ・飼い主間のコミュニティづくり
⑤災害時要援護者支援対策	・安否確認カードの作成 ・要援護者避難訓練
⑥マンション管理組合における防災活動	・マンション管理組合における防災マニュアルの作成 ・資機材や倉庫、マンホールトイレ等設備の充実化

※原則として単年度で完結するものとします。

※上記に該当する場合であっても、次の①～④に該当する場合は、対象外とします。

対象外
① 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
② 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
③ 同一の企画内容で鶴見区・横浜市又は社会福祉協議会などの(本市以外の)他の団体からの補助を受けているもの
④ 代表者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員

4 補助内容

補助金額	上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）
補助期間	単年度（補助金の交付決定を受けた年度とします。）

5 対象経費

	項目
①	事務費（消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、会議飲料費）
②	管理費（家賃、光熱費、人件費）
③	備品購入費、消耗品費（材料費等）
④	講師、指導者、協力者への謝礼
⑤	活動参加者に対する保険料
⑥	施設、機材などの使用料・賃借料
⑦	委託費（資機材点検、修繕、工事費）
⑧	その他必要と認めるもの

・親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接、活動や取組にかかる経費でないものは対象外とします。

・本補助金を利用した同様の備品の購入は、原則 3 回までとします。

・領収書（レシート）の日付が、「補助金交付決定通知書」の日付以降の経費が対象となります。

・事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。

・公共施設（公園等）を使用する活動の場合はあらかじめ施設管理者の許可・承認を得てください。

6 申請方法

◇次の申請受付期間中に、提出書類を区役所総務課庶務係防災担当へ提出してください。（郵送不可）

申請受付 期間	令和 4 年 2 月 21 日（月）～3 月 18 日（金）	
	受付時間：8 時 45 分～17 時（土・日・祝日は除く）	
提出場所	鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎 5 階 5 番窓口）	
提出書類	①	補助金交付申請書
	②	事業計画書
	③	収支予算書
	④	団体概要書（申請者が法人の場合）
	⑤	その他区長が必要と認めるもの
各様式については、鶴見区役所ホームページからダウンロードできます。		
https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html		
※書類提出の前に、まずは区役所総務課庶務係防災担当にご相談ください。		

7 対象事業の公表

◇対象事業の概要及び団体名等は、ホームページ等により公表します。

◇提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

8 審査

◇事業内容・補助対象経費は、次の視点により審査し、予算の範囲内で補助します。

項目	説明
防災についての課題	地域防災の課題を具体的に捉えているか
防災に対するニーズ	地域のニーズを反映しているか
計画性	計画した活動内容や経費等が適切で、年度内に実現できる計画か
企画力	事業を実施するうえで、工夫やアイデアがあるか
継続性	事業を実施するうえで、次年度以降も発展・継続することは可能か

< 審査会での説明 >

申請団体には、本事業審査会で申請内容を御説明いただきますので、必ずご出席ください(審査会の日程は、別途ご案内します。)

9 スケジュール

	申請者	区役所
2月	区民の皆さんにお知らせ (自治連合会、ホームページ等) 申請書提出	募集の開始 (2/21)
3月		募集締め切り (3/18) 審査会、交付決定
4月	活動開始 補助金請求	交付 (不交付) 決定通知書 (上旬) 補助金交付 (中旬~下旬)
5月	活動期間	
3月	実績報告	補助金確定通知
4月	精算期間	精算期間

【注意】事業終了後は、すみやかに実績報告を行ってください。

10 令和3年度 補助金交付団体の具体的な活動事例

No	団体名	事業目的	主な事業内容
1	諏訪坂自治会	いっとき避難場所として災害時の拠点となっている諏訪坂公園にかまどベンチを設置し、訓練時にも活用して防災機能の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> かまどベンチの設置 訓練時の活用
2	シークレイン共同防火防災管理協議会	シークレインを利用するすべての人が、防災に関するイベントを通じて、共助の活動を活性化する。また、人命安全の確保を最優先課題と位置づけ、災害時のマンション住民の相互支援体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 防災コンサルティング 住民への啓発資料作成

令和3年度版



TSURUMI
発見つるみ!
～データで見る鶴見区～



Tsurumi Ward
Since 1927

鶴見区の
ホームページへは
こちらから!



鶴見区のマスコット ワックン

はじめに

皆様には、日頃より、鶴見区政の推進に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。鶴見区は、戦後、日本の高度経済成長を支えてきた臨海部の産業の発展とともに、就業人口が増加し、まちも発展してきました。現在、区の人口は約29万6千人(市内18区中第3位)、世帯数は約14万6千世帯(同第2位)となっています。横浜市が発表した将来推計人口によりますと、鶴見区の人口は2042年まで伸び続け、18区の中で最後まで人口増加が続くと見込まれています。

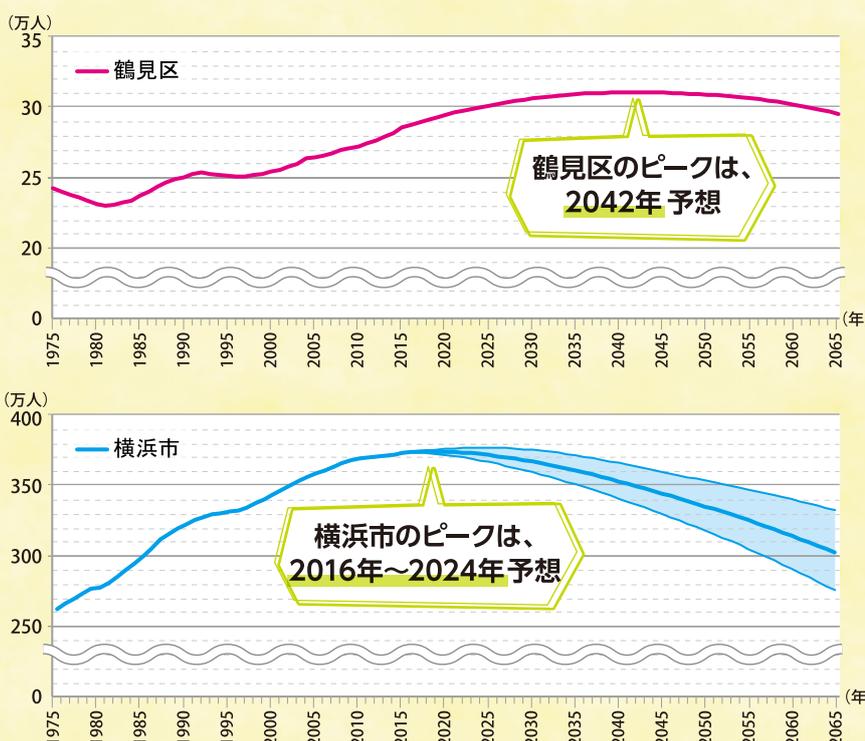
令和2年10月に行われた国勢調査の結果は、総務省より順次公表されており、令和4年中には全てのデータをお伝え出来る予定です。この冊子では現時点で公表されている最新データを用いて、人口や産業をはじめ、生活に関連する様々なデータを分かりやすくまとめています。鶴見区の特徴、歩み、将来を考える際の資料として、御活用いただければ幸いです。

一昨年より新型コロナウイルス感染症の影響が、皆様の生活に大きな変化をもたらしています。このような移り変わりもお伝えできるよう、これからもデータの蓄積を続けてまいります。

最後に、発刊にあたり、貴重な資料を御提供いただきました関係諸機関をはじめ、御協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和4年2月 鶴見区長 森 健二

COLUMN



鶴見区の人口は 2042年がピーク!?

横浜市では5年ごとに行われる国勢調査をもとに将来の人口を予想しています。平成29年(2017年)に公表された将来推計人口では、横浜市の人口のピークは平成28年(2016年)～令和6年(2024年)におとずれ、その後減少すると予測される中、鶴見区は令和24年(2042年)を目安に人口のピークを迎えると予測されています。

※2019年以降は、2015年の国勢調査に基づいた推計値

人口の統計情報はP4以降に掲載しているよ!



資料:行政区の人口の推移、横浜市将来推計人口(政策局)

目次

1 鶴見区のプロフィール	
1 区の歩みと現状・誕生・地勢	2
2 鶴見区的主要指標	3
2 人口	
1 人口の動向	4
2 年齢別の人口	5
3 外国人住民	7
4 就業状況・労働力人口・労働力率	8
5 流出人口・流入人口・昼夜間人口	8
3 産業	
1 事業所	9
2 商業	10
3 工業	11
4 暮らしと環境	
1 住宅・2 消防	12
3 交通・4 犯罪	13
5 環境	14
6 区民フェスティバル	15
7 市税・8 戸籍	16
9 生活保護・10 子育て	17
11 健康・12 選挙	18
コラム	19
略年表	20
つるみマップ	

～ご利用にあたって～

構成比、総数の合計については、端数を四捨五入しているため、内訳計と一致しない場合があります。





CHAPTER 1

鶴見区のプロフィール

1 区の歩みと現状・誕生・地勢



鶴見区シンボルマーク
平成3年2月14日制定

区制施行：昭和2年10月1日
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央三丁目
20番1号
TEL 045-510-1818 (代表)
FAX 045-510-1889

面積：33.23km² (令和3年10月1日現在)
人口：296,140人 (同上)
世帯数：145,917世帯 (同上)
区民の花：サルビア (平成3年11月制定)
区の木：サルスベリ (平成9年10月制定)
マスコット：ワックン (昭和63年1月制定)

● 区の歩みと現状

鶴見区は市の北東部に位置し、昭和2年10月1日、横浜市の区制施行により誕生しました。「鶴見」の名は鎌倉時代の史料からも現れており、源頼朝がこの地で鶴を放ったという伝説からその名がついたという説もありますが、「ツル」は「鶴」とは関係なく水路や河川の周辺の地を、「ミ」は「まわり、めぐり」を意味する語で、「ツルミ」は蛇行している鶴見川の地形を表しているという説もあります。

鶴見は、江戸時代の頃から鶴見川の水運や東海道を往来する人によって、川筋や街道筋が賑わっていました。漁業が盛んだった沿岸部では、明治の頃から埋め立てが進み、京浜工業地帯の中核として日本の重化学工業を支えてきました。戦後は、高度経済成長とともに、商工業の集積と人口増加が進みました。

現在の鶴見区は、29万6千人を超える人口を擁し、住宅地が連なる丘陵部「丘のまち」、鶴見川に沿った「川のまち」、臨海部の「海のまち」で構成されています。

「丘のまち」には、県立三ツ池公園や獅子ヶ谷市民の森などの豊かな自然があり、四季折々の美しい景色を楽しむことができます。また、横浜市指定文化財の横溝屋敷や、横浜市認定歴史的建造物の旧澤野家長屋門(通称「馬場の赤門」)などが保全・活用され、歴史を活かしたまちづくりが行われています。

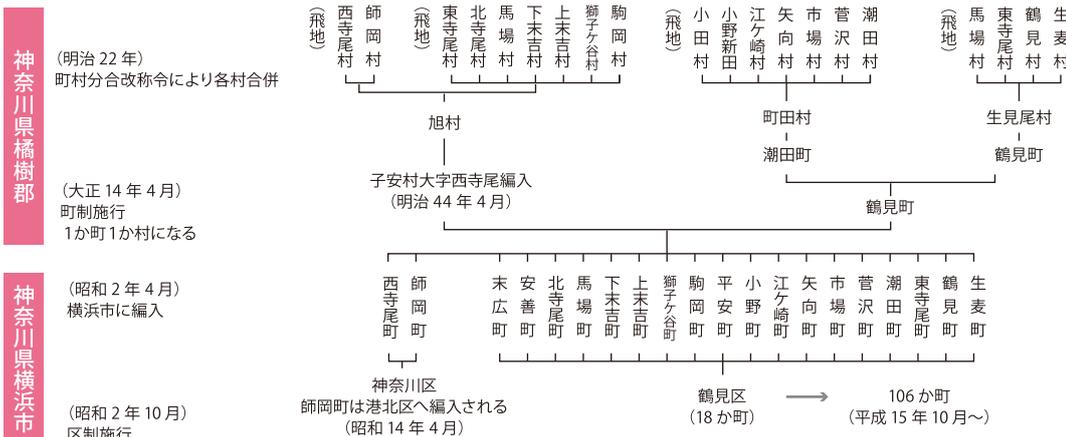
鶴見川を中心とした「川のまち」では、工場から住宅などへの利用転換が進み、工業、商業、住宅が混在するまちとなっています。外国人が多く住む国際色豊かな地域でもあり、鶴見川は、多くの区民が散歩などで親しむ鶴見区のシンボルとなっています。

臨海部の「海のまち」では、生命科学の世界的な研究施設「理化学研究所横浜キャンパス」や産学連携を推進する「横浜市産学共同研究センター」などが末広地区に整備され、国際的な一大研究拠点＝横浜サイエンスフロンティアとしての再編整備が進んでいます。



● 誕生

資料：「鶴見区史」鶴見区史刊行委員会・「横浜の町名」横浜市民局



● 地勢

- 極東：扇島
- 極西：上の宮二丁目
- 極南：大黒ふ頭
- 極北：矢向六丁目
- 最高地：馬場四丁目 (海面からの高度 47.2m)

資料：「鶴見区史」鶴見区史刊行委員会・「横浜の町名」横浜市民局

2 鶴見区の主な指標

区 分	鶴見区	横浜市	18 区中順位	基準日
人 口	296,140 人	3,775,352 人	3 位	R 3.10.1
世帯数	145,917 世帯	1,767,218 世帯	2 位	R 3.10.1
1世帯あたり人員	2.03 人	2.14 人	13 位	R 3.10.1
面 積	33.23 km ²	437.78 km ²	3 位	R 3.10.1
人口密度	8,912 人 / km ²	8,624 人 / km ²	7 位	R 3.10.1
平均年齢	44.27 歳	46.36 歳	15 位	R 2.10.1
出生数	2,198 人	25,720 人	2 位	R 2 年中
死亡数	2,430 人	33,923 人	4 位	R 2 年中
自然増加数	-232 人	-8,203 人	7 位	R 2 年中
社会増加数	469 人	13,481 人	13 位	R 2 年中
老年人口比率 (65 歳以上)	20.6%	24.4%	15 位	R 2.10.1
年少人口比率 (15 歳未満)	12.4%	11.7%	5 位	R 2.10.1
外国人人口	13,670 人	101,614 人	2 位	R 3.3.31
事業所数 <small>(H28 経済センサス活動調査) (事業内容等不詳も含む)</small>	9,393	124,866	4 位	H28.6.1
事業所従業員数 <small>(H28 経済センサス活動調査)</small>	107,135 人	1,475,974 人	5 位	H28.6.1
商業事業所数 <small>(H28 経済センサス活動調査)</small>	1,429	20,225	6 位	H28.6.1
商業従業員数 <small>(H28 経済センサス活動調査)</small>	13,054 人	227,556 人	8 位	H28.6.1
工業事業所数 <small>(R2 工業統計調査)</small>	323	2,214	3 位	R 2.6.1
工業従業員数 <small>(R2 工業統計調査)</small>	15,200 人	87,983 人	2 位	R 2.6.1

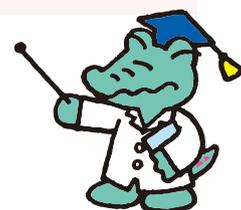
※世帯数と人口は、令和 2 年国勢調査結果（確定値）を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減して推計しています。

※人口比率は年齢不詳を除いた総人口で算出しています。

※事業所数及び事業所従業員数は民営事業所の数字です。

※工業事業者数及び工業従事者数は従業員 4 人以上の事業所を対象としています。

※順位は数値の大きいものから並べた際の順位です。



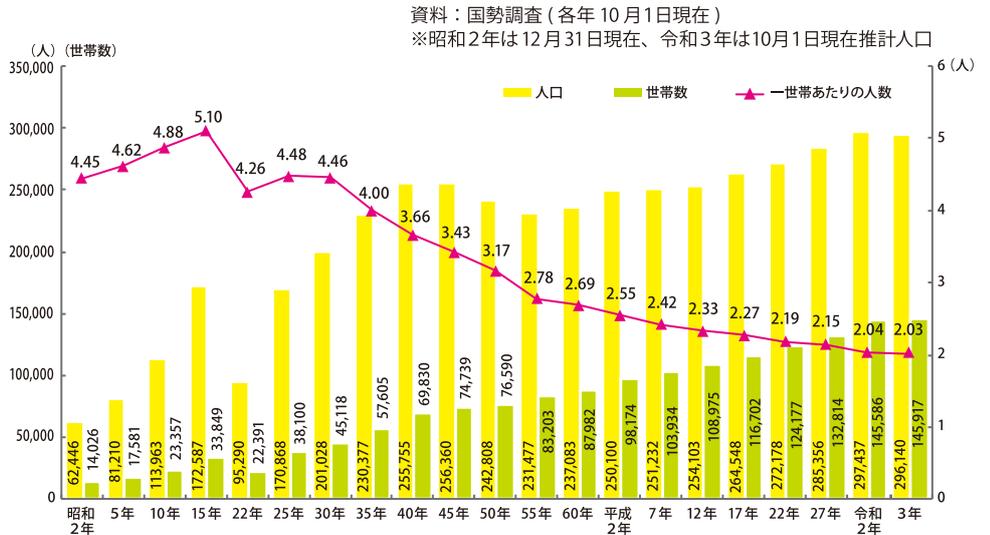


1 人口の動向

● 人口及び世帯数の推移

戦後、増え続けていた人口は昭和43年7月の260,777人をピークに一時減少し、昭和56年4月に229,945人と落ち込みましたが、その後は増加が続き、令和2年には人口・世帯数共に過去最高を更新しました。

令和3年10月1日現在、鶴見区の人口は296,140人、世帯数は145,917世帯となっています。

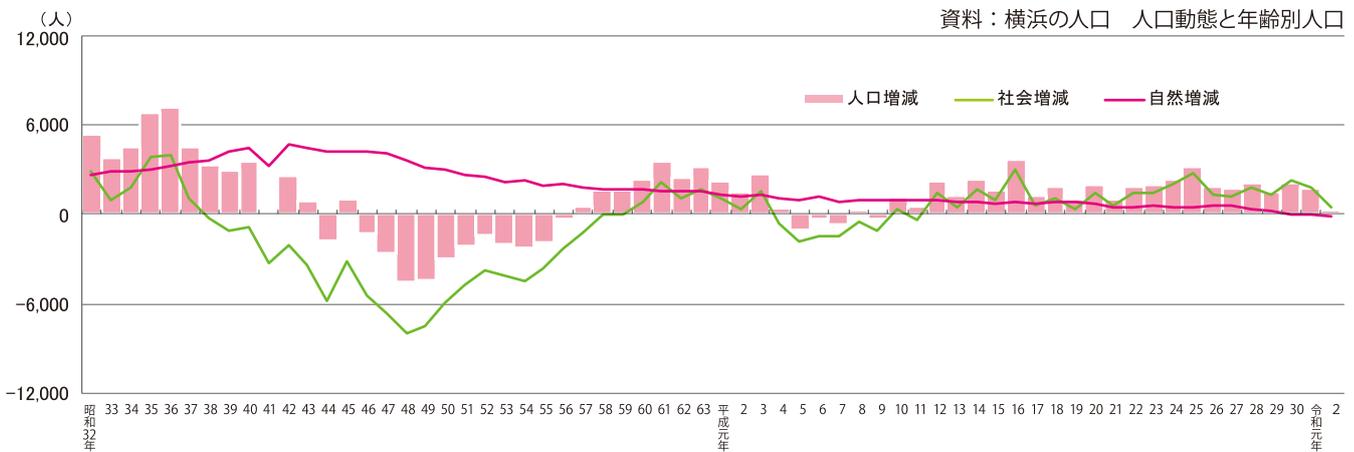


● 人口増減・社会増減・自然増減の推移

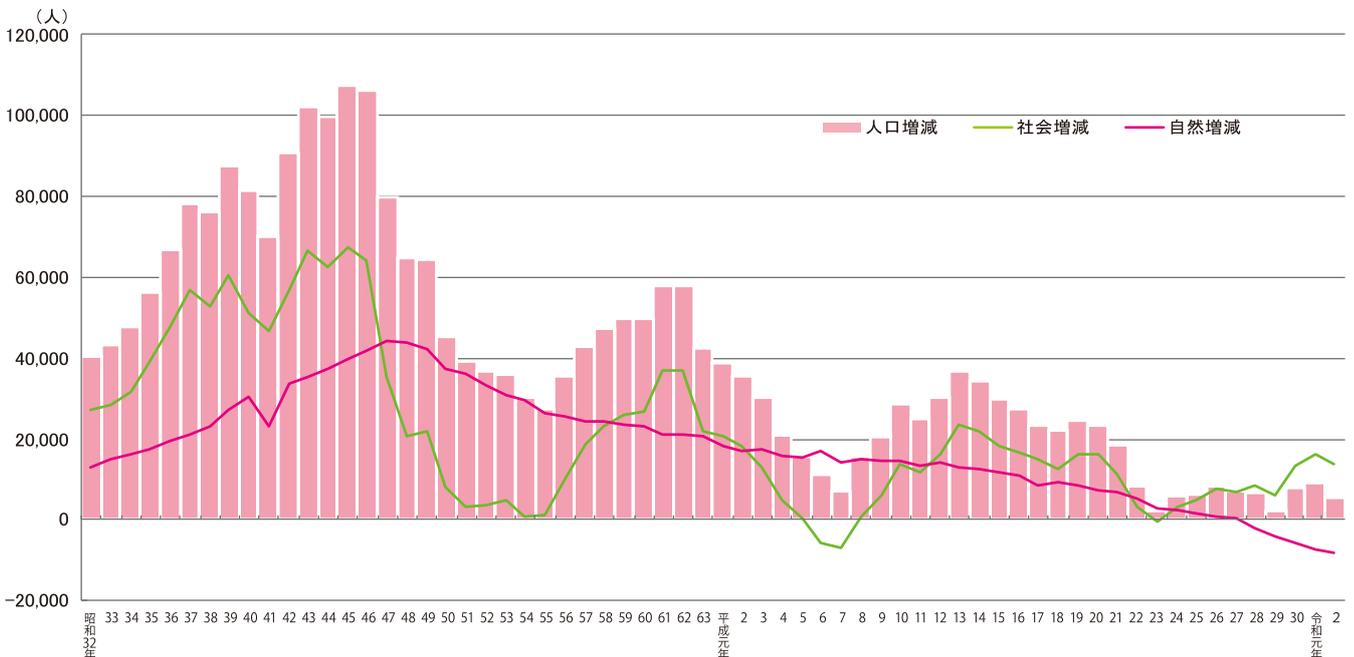
鶴見区の人口は、増減を繰り返しながら推移しています。昭和40年代後半に、転出者数が転入者数を上回ったこと（社会減）により、人口が大きく減少しました。昭和50年代後半から社会増に転じたことによって、人口が増加したものの、バブル期を経て平成4年より再び社会減・人口減の傾向が続きました。その後、平成12年からは社会増・人口増に転じています。また、平成30年から死亡者数が出生者数を上回り、自然減に転じています。

資料：横浜の人口 人口動態と年齢別人口

鶴見区



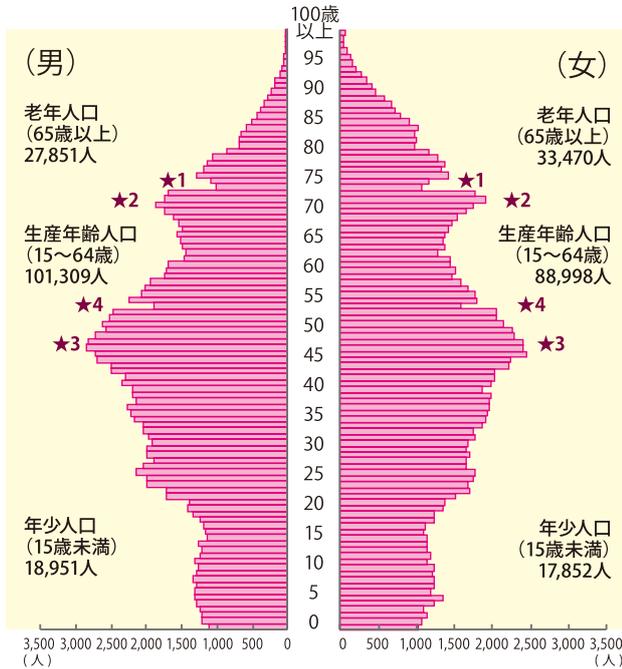
横浜市



2 年齢別の人口

● 人口ピラミッド

鶴見区人口ピラミッド (R2.10.1 現在)

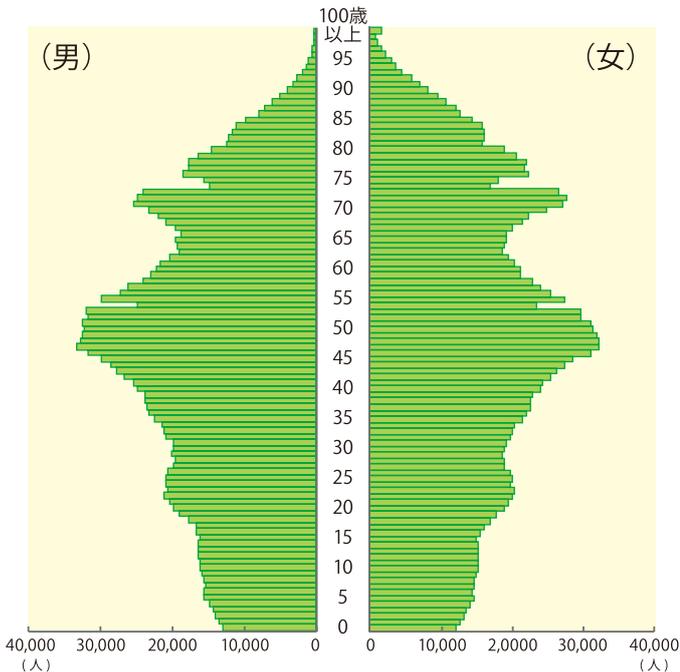


人口ピラミッドの特徴としては、第2次世界大戦終戦前後(★1)に出生減があり、その後第1次ベビーブーム(★2)、第2次ベビーブーム(★3)によって大きく膨らんでいます。また、その間にある大きな凹み(★4)は、1966年(昭和41年)の丙午による出生減となっています。

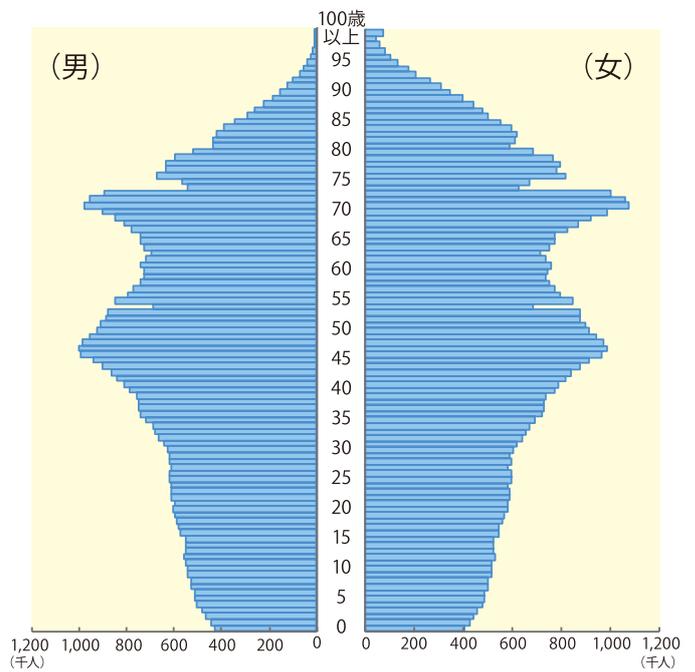
鶴見区の人口ピラミッドの特徴としては、40歳代後半の第2次ベビーブーム時期の人口が、70歳代前半の第1次ベビーブーム時期の人口より大きな山を描いています。また、15歳未満の年少人口が、横浜市や全国は減少傾向が続いていることに比べ、微増から横ばい傾向となっています。

資料：令和2年国勢調査

横浜市人口ピラミッド (R2.10.1 現在)



全国人口ピラミッド (R2.10.1 現在)



● 人口増減・社会増減・自然増減の数 (令和2年中)

資料：横浜の人口 人口動態と年齢別人口

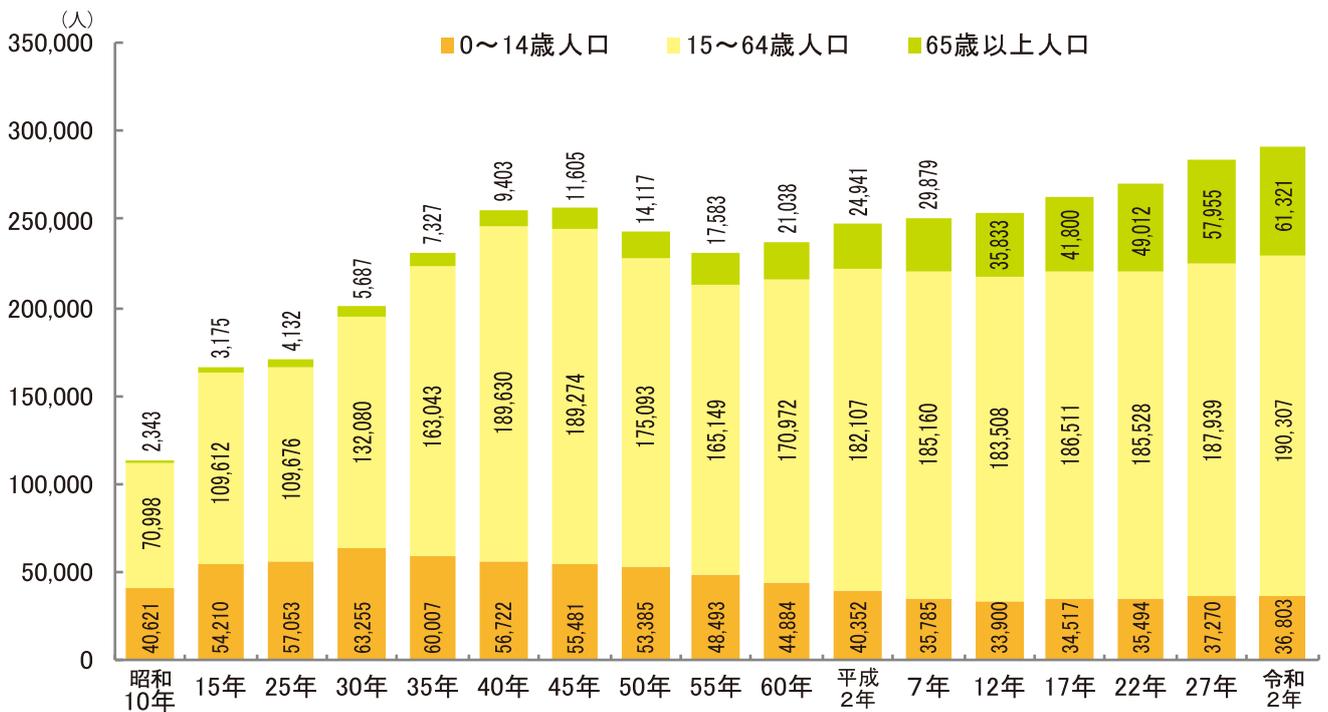
	人口増減	社会増減	自然増減
鶴見区	237人	469人	-232人
横浜市	5,278人	13,481人	-8,203人

● 行政区別平均年齢 (R2.10.1 現在)

資料：令和2年国勢調査

平均年齢が低い区	👑	平均年齢が高い区
都筑区(42.97歳)	1位	栄区(49.26歳)
港北区(43.74歳)	2位	旭区(48.82歳)
西区(44.23歳)	3位	金沢区(48.61歳)
鶴見区(44.27歳)	4位	港南区(48.50歳)

● 年齢3区分別人口の推移（鶴見区）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口をみると、老年人口の増加が進んでおり、平成12年に15歳未満の年少人口と、65歳以上の老年人口の数が逆転したあと、近年その差が広がる傾向にあります。



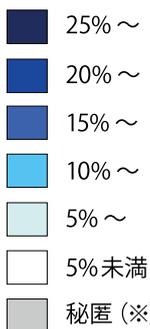
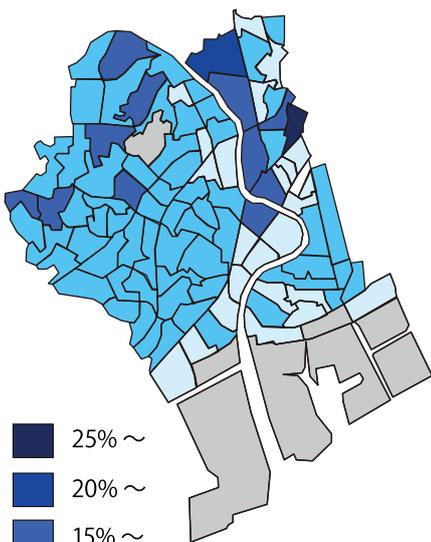
65歳以上の老年人口の割合が年々増えているね。



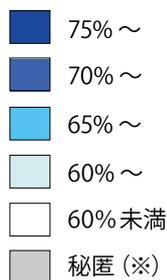
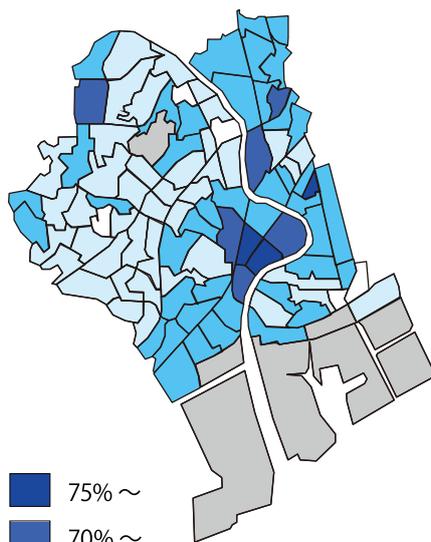
地図で見る鶴見 ～年少・生産年齢・老年の各人口比率～

資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）※大黒ふ頭、扇島は省略しています
横浜市町区域要覧（平成28年6月現在）

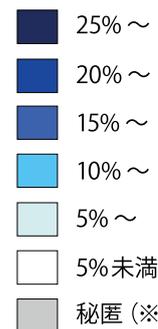
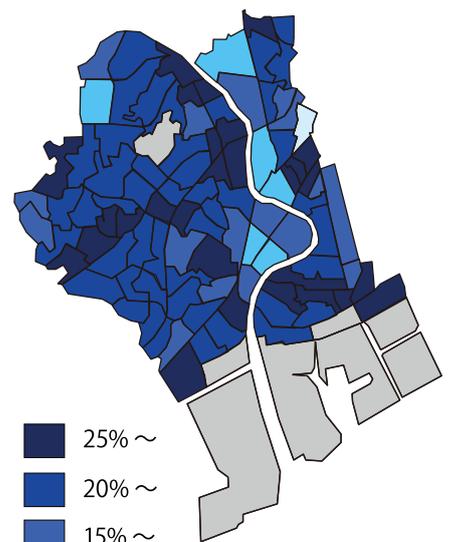
年少人口（15歳未満）人口比率



生産年齢人口（15～64歳）人口比率



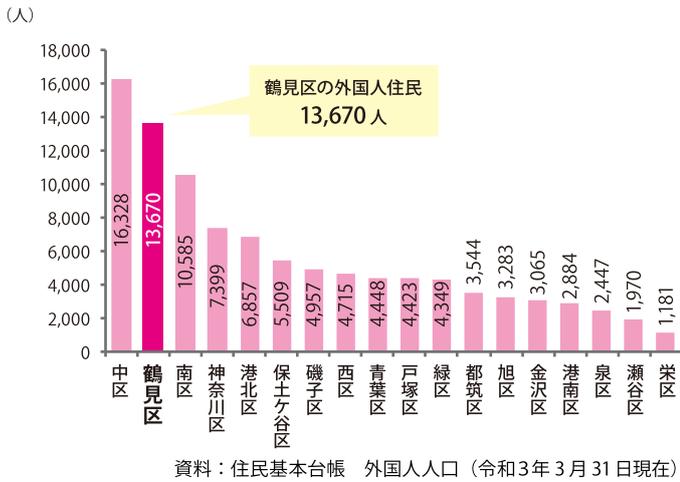
老年人口（65歳以上）人口比率



（※）データを示すことで個人が特定される恐れのあるものは「秘匿」としています。

3 外国人住民

● 区別外国人住民

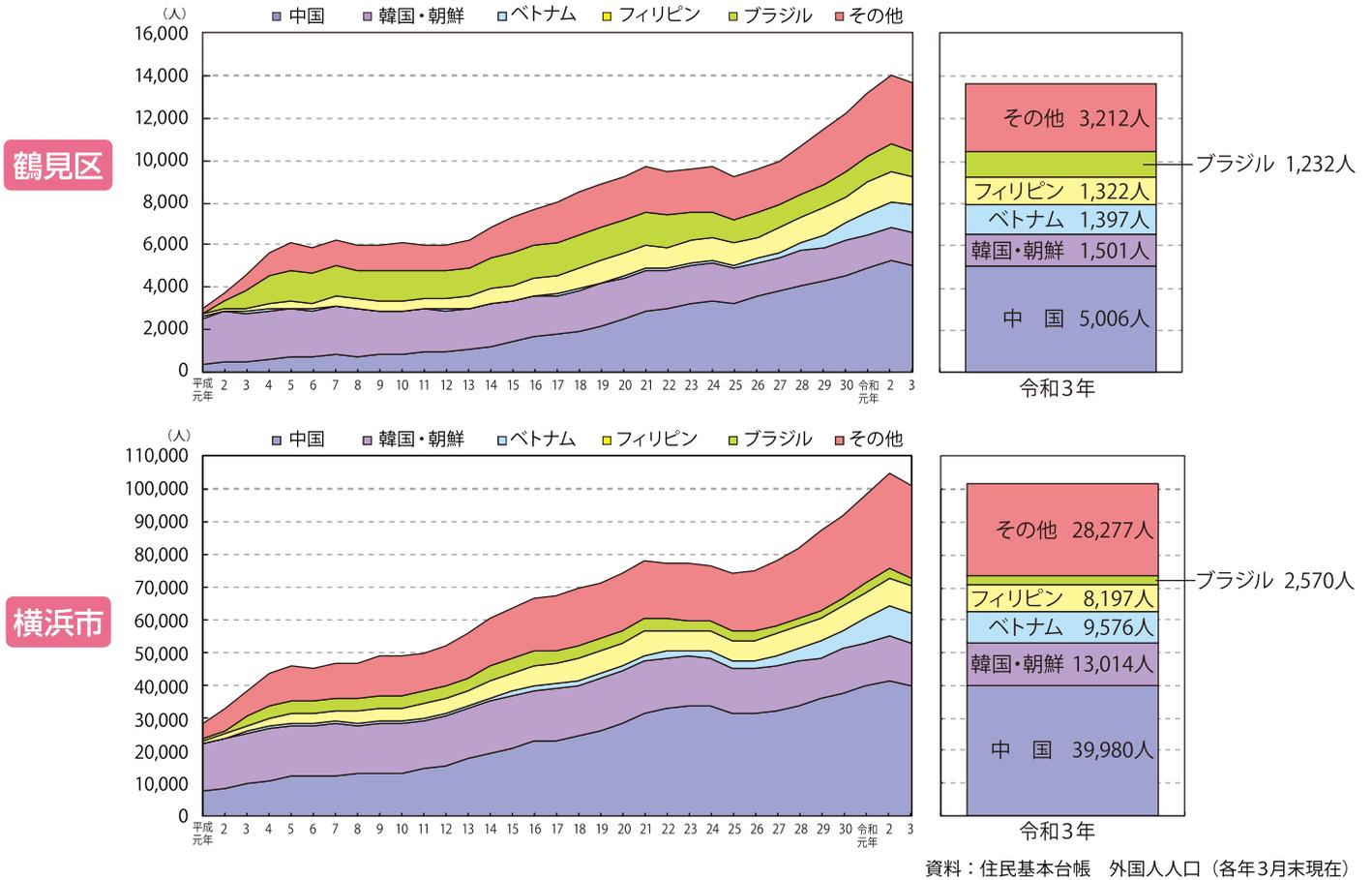


令和3年3月31日現在の鶴見区の外国人住民数は13,670人です。（前年より332人減少）これは中区に続いて市内2番目の多さとなっています。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン、ブラジルの順に多くなっています。横浜市全体と比べると、鶴見区はブラジル国籍の構成比が大きいですとが分かります。

鶴見区は、外国人児童数（※）が545人で、18区で一番多いよ！
 ※ 市立小学校に通う外国人児童の数
 資料：横浜市教育委員会「市立学校現況」（令和3年5月1日現在）



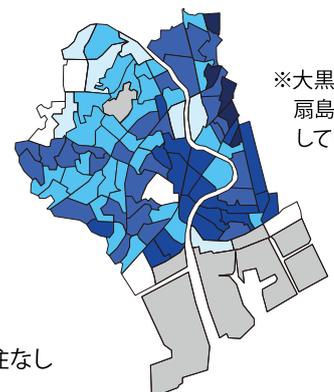
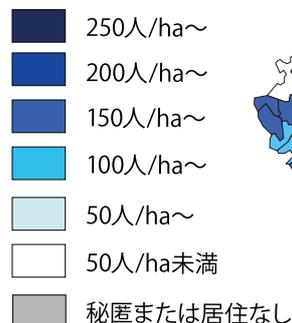
● 国籍別外国人住民数の推移



地図で見る鶴見 ～人口密度～

鶴見区内で人口密度の高い町は、尻手一丁目、尻手三丁目、市場上町、市場富士見町、矢向五丁目などです。また、鶴見駅周辺と、川崎市との市境の人口密度が高い傾向にあります。

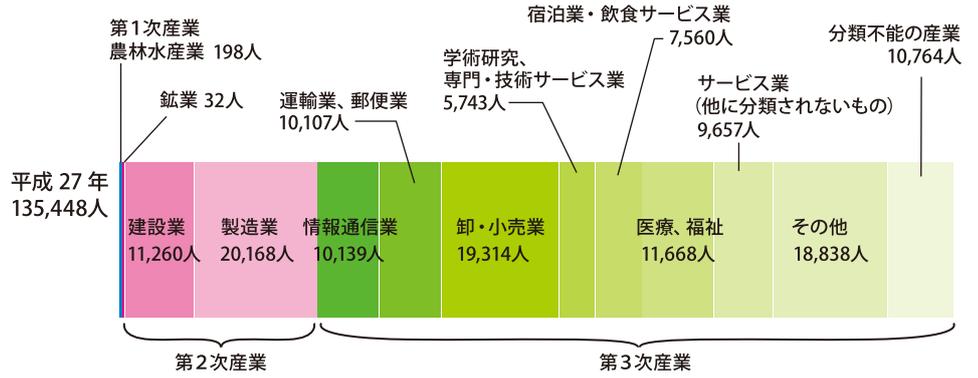
資料：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）



4 就業状況・労働力人口・労働力率

● 就業状況

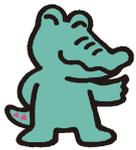
鶴見区の実業者は、第3次産業、第2次産業、第1次産業の順に多く、産業大分類別にみると、製造業の実業者数が20,168人と最も多くなっています。



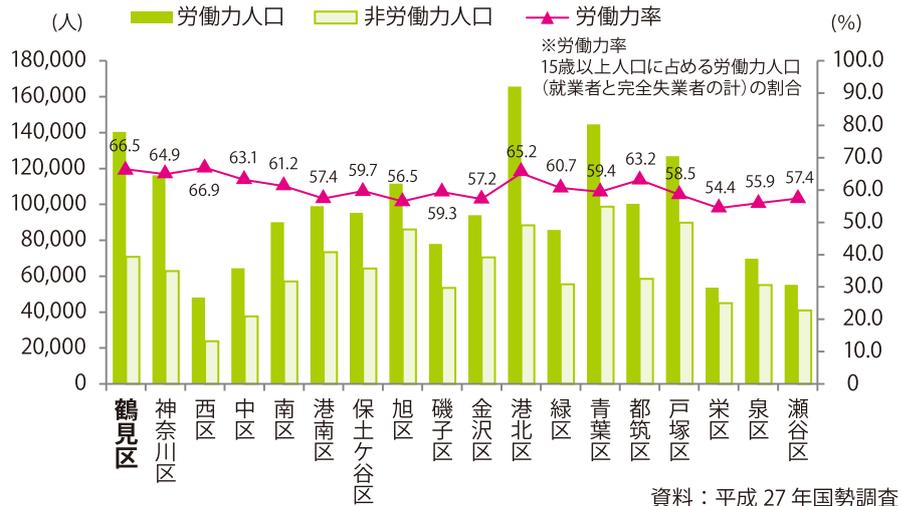
● 労働力人口・労働力率

鶴見区の実業人口は、140,346人で、行政区別にみると、港北区、青葉区に次いで、3番目の多さです。

鶴見区の実業率は66.5%で、18区中2位となっています。



18区の中で実業率が一番高いのは、西区(66.9%)。鶴見区との差は、0.4ポイントだよ!

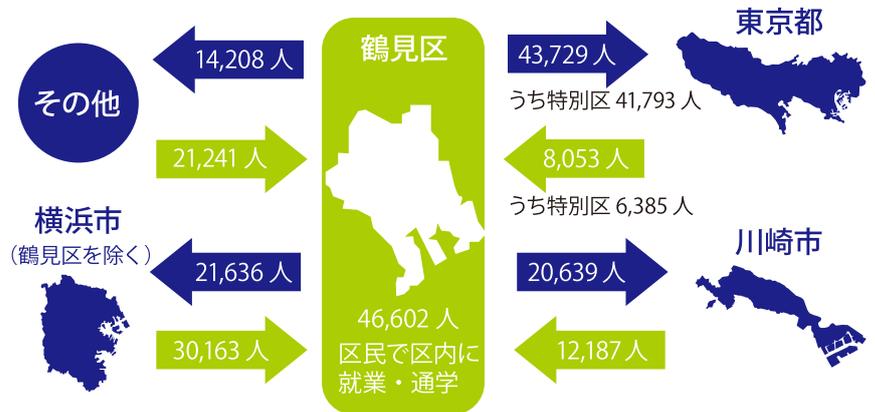


資料：平成27年国勢調査

5 流出人口・流入人口・昼夜間人口

● 流出人口・流入人口

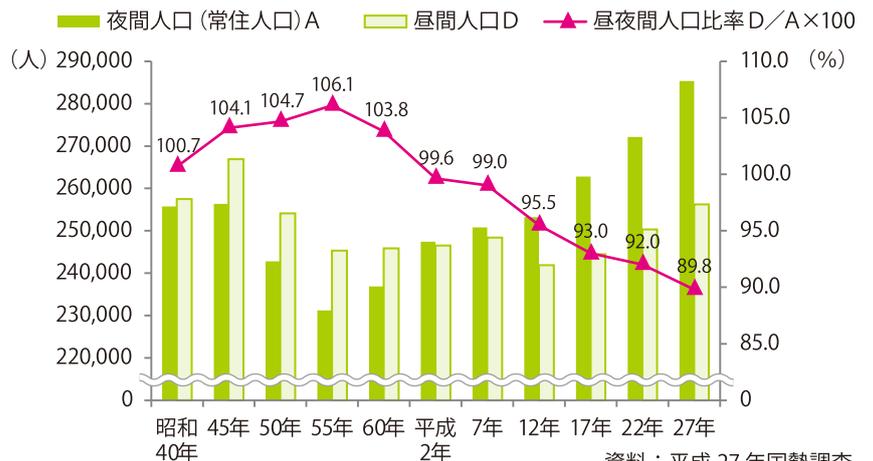
鶴見区に常住(居住)する15歳以上の実業者及び通学者数は146,814人で、そのうち、区内で就業・通学する者は46,602人(31.7%)と最も多く、横浜市内他区へ就業・通学する者は21,636人(14.7%)となっています。また、横浜市内では、鶴見区からは東京都への流出が43,729人(29.8%)となっています。



● 昼夜間人口

平成27年の鶴見区の昼間人口は256,228人、夜間人口は285,356人であり、平成2年以降、夜間人口が昼間人口を上回っています。

また、昼夜間人口比率は89.8%で昭和55年の106.1%をピークに減少を続けています。



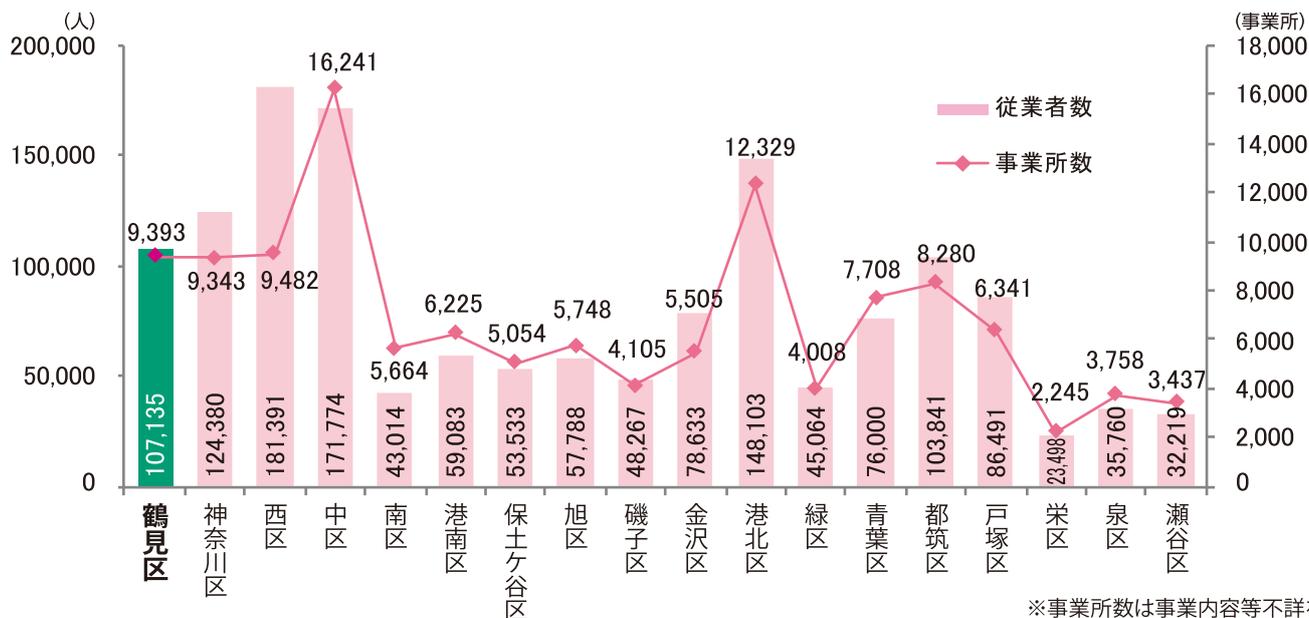
資料：平成27年国勢調査



1 事業所

● 区別事業所数・従業者数

平成 28 年の鶴見区の仕事所数は、9,393 仕事所となっており、18 区の中では、中区（16,241 仕事所）、港北区（12,329 仕事所）、西区（9,482 仕事所）に続き、4 番目の多さとなっています。従業者数は、107,135 人で、西区、中区、港北区、神奈川区に続いて5番目に多くなっています。



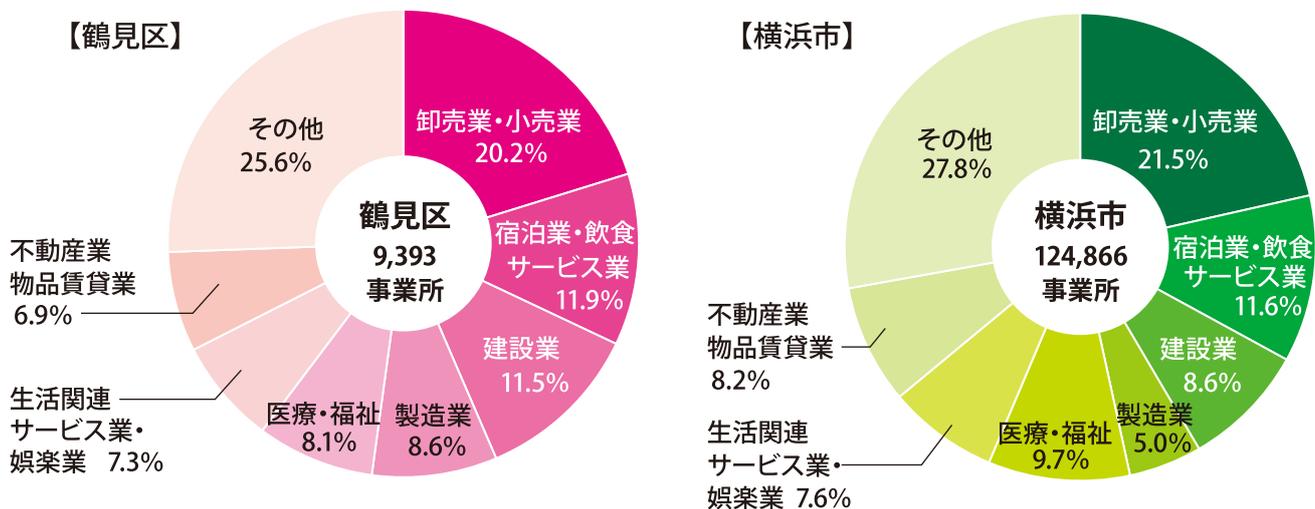
※事業所数は事業内容等不詳を含む
資料：平成 28 年経済センサス-活動調査-

● 事業所数の産業大分類別構成比（鶴見区・横浜市）

鶴見区の仕事所数の構成比は、大きい順に、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業となっています。

横浜市は、製造業が 6,271 仕事所で、構成比では 5.0%であるのに対し、鶴見区の製造業は 807 仕事所で 8.6%を占めています。横浜市の製造業の仕事所の約8分の1が鶴見区にあり、鶴見区は製造業の割合が高いことがわかります。

※事業所数は事業内容等不詳を含む
資料：平成 28 年経済センサス-活動調査-



2 商業

鶴見区は、卸売業では「機械器具」の割合が高くなっています。また、小売業では「飲食料品」の割合が高くなっています。

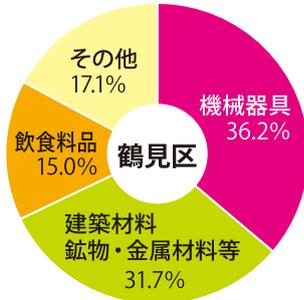
年間商品販売額は約 5,491 億円であり、18 区中7位となっています。

鶴見区の事業所数は、中区、西区、港北区、都筑区、神奈川区について、18 区中6番目となっています。

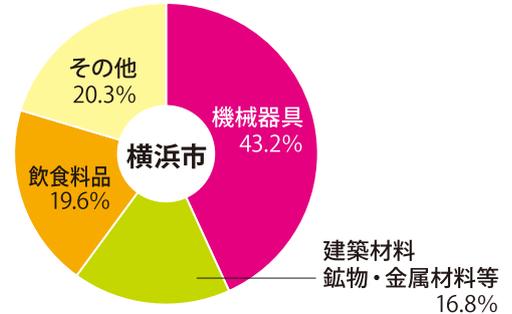


● 産業中分類別年間商品販売額構成比

卸売業

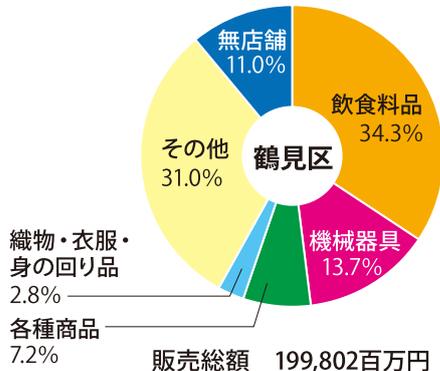


販売総額 349,304百万円

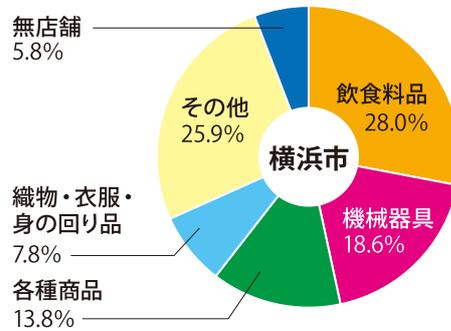


販売総額 6,687,696百万円

小売業



販売総額 199,802百万円



販売総額 4,011,894百万円

資料：平成 28 年経済センサス活動調査

● 区別事業所数・従業員数・年間商品販売額

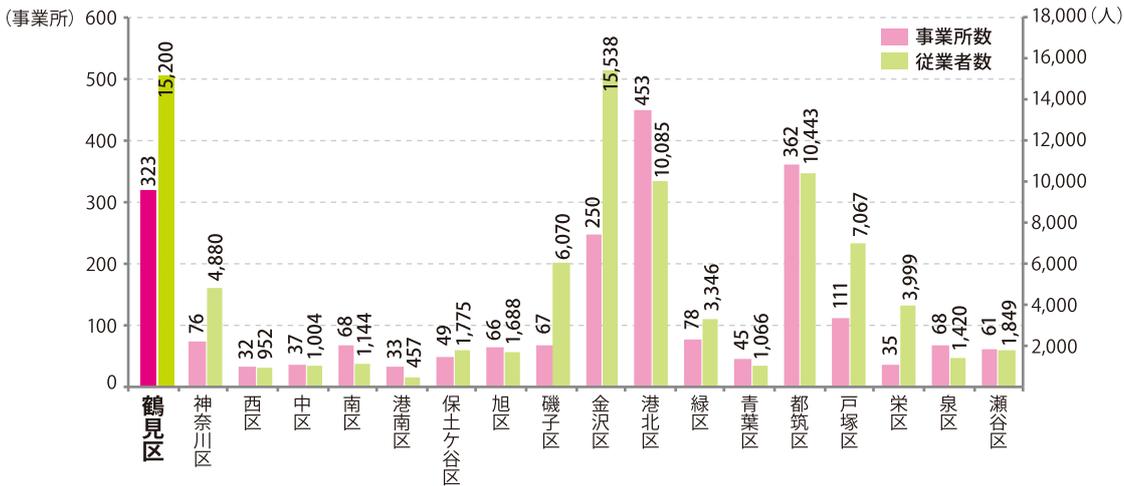
区 別	事業所数			従業員数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	年間商品 販売額 順位
	総数	卸売業	小売業			
横 浜 市	20,225	5,032	15,193	227,556	10,699,590	
鶴 見 区	1,429	365	1,064	13,054	549,105	7位
神 奈 川 区	1,441	553	888	16,663	1,101,797	3位
西 区	1,936	405	1,531	23,837	1,886,908	1位
中 区	2,105	605	1,500	18,811	1,015,734	4位
南 区	991	230	761	6,881	168,482	16位
港 南 区	996	138	858	12,601	349,857	10位
保 土 ヶ 谷 区	831	167	664	7,622	249,785	12位
旭 区	882	158	724	9,274	252,823	11位
磯 子 区	664	139	525	6,830	177,031	15位
金 沢 区	1,017	289	728	11,364	446,013	9位
港 北 区	1,894	635	1,259	25,953	1,660,834	2位
緑 区	675	145	530	7,309	236,778	13位
青 葉 区	1,319	220	1,099	14,928	446,289	8位
都 筑 区	1,442	425	1,017	21,377	902,473	5位
戸 塚 区	1,116	226	890	15,463	810,386	6位
栄 区	337	79	258	3,254	83,981	18位
泉 区	545	107	438	6,111	153,662	17位
瀬 谷 区	605	146	459	6,224	207,652	14位

資料：平成 28 年経済センサス活動調査

3 工業

鶴見区は、京浜工業地帯の中核として日本の重工業を支えてきました。事業所数については、昭和48年の1,096事業所をピークに、令和2年には323事業所とピーク時の約3割に減少し、また従業員数についても、60,000人を上回っていた昭和30年代後半と比べて、約4分の1となりましたが、現在でも、横浜市内の工業における重要な位置を占めています。

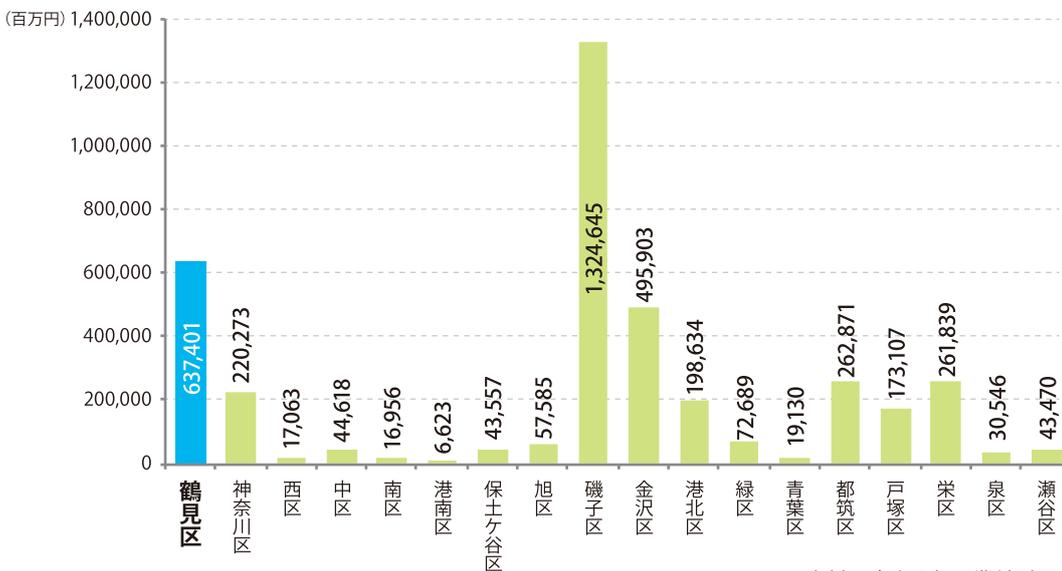
● 区別事業所数・従業員数



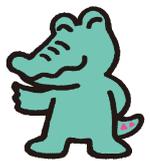
鶴見区は事業所数は18区中3位、従業員数は2位だよ！



● 区別製造品出荷額等



鶴見区は製造品出荷額等は、約6,374億円で、磯子区に続いて2位だよ！



資料：令和2年工業統計調査（従業員4人以上の事業所対象）

COLUMN 区の用途別水道使用量

資料：水道局及び横浜市統計書

令和2年度の鶴見区の水道使用量は、約3,019万³でした。そのうち、公衆浴場用が約9.4万³で、横浜市全体の公衆浴場用水道使用量（約64万³）の約15%を占めています。

なお、鶴見区の令和2年末の公衆浴場数は25で、18区中、4番目の多さとなっています。



1 住宅

● 住宅の建て方別の世帯数 (単位: 世帯)

	鶴見区	横浜市
一戸建	42,120	607,761
長屋建	1,118	23,214
共同住宅	84,899	971,904
その他	237	2,602
合計	128,374	1,605,481

資料: 平成 27 年国勢調査

鶴見区で持ち家に住む一般世帯は 58.6% だよ!



住宅の建て方を見ると、共同住宅が最も多く 84,899 世帯 (住宅に住む一般世帯数に占める割合 66.1%) と約3分の2の世帯が共同住宅に住んでいることとなります。次いで一戸建てが 42,120 世帯 (32.8%) となっています。

共同住宅に住む世帯の割合は66.1% (84,899 世帯) で、横浜市全体の 60.5% (971,904世帯) と比べ 5.6 ポイントも上回っています。

● 空き家率

	鶴見区	横浜市	全国
空き家率	10.7%	9.7%	13.6%
住宅総数(戸)	151,690	1,835,800	62,407,400
空き家数(戸)	16,280	178,300	8,488,600

資料: 平成 30 年住宅・土地統計調査

空き家率を見ると、鶴見区の空き家は16,280戸で10.7%を占めています。横浜市全体の9.7%に対し、鶴見区は空き家の割合が1.0ポイント高くなっています。

2 消防

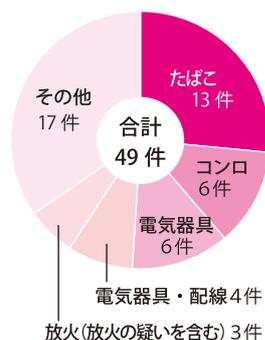
令和2年中の鶴見区内の火災発生件数は49件で、前年と比べると27件減少しました。火災原因としては、一番多いものが「たばこ」13件、次に「コンロ」、「電気器具」が共に6件となっています。

また、令和2年中の鶴見区内の救急車の出動件数は14,243件で前年を下回っていますが、出動理由は、急病が全体の69%を占め、その割合は前年を上回っています。

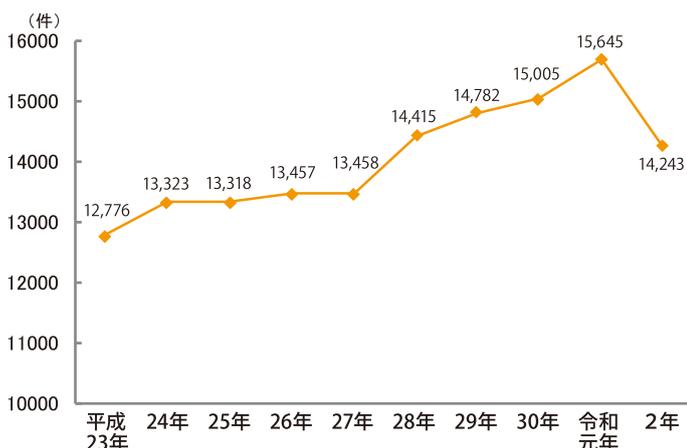
● 火災発生件数の推移



● 火災原因別件数



● 救急車出動件数の推移

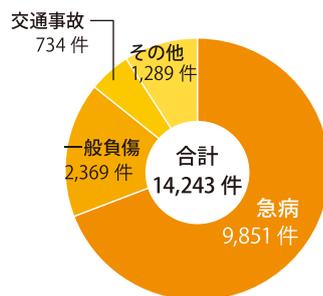


救急車の出動件数が増え過ぎると、空白地域*の増加につながり、傷病者の救命率が低下する恐れがあるよ。

*救急車が多数同時出場することで、その地域に救急車がない状態



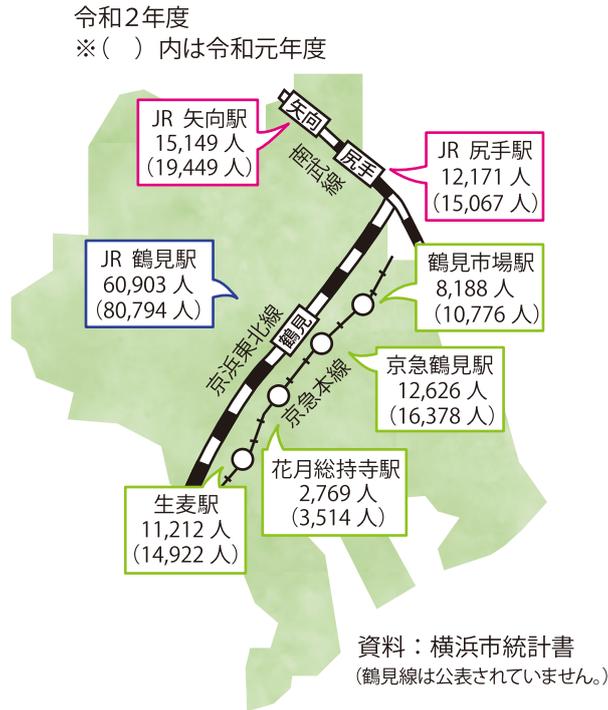
● 救急車出動理由



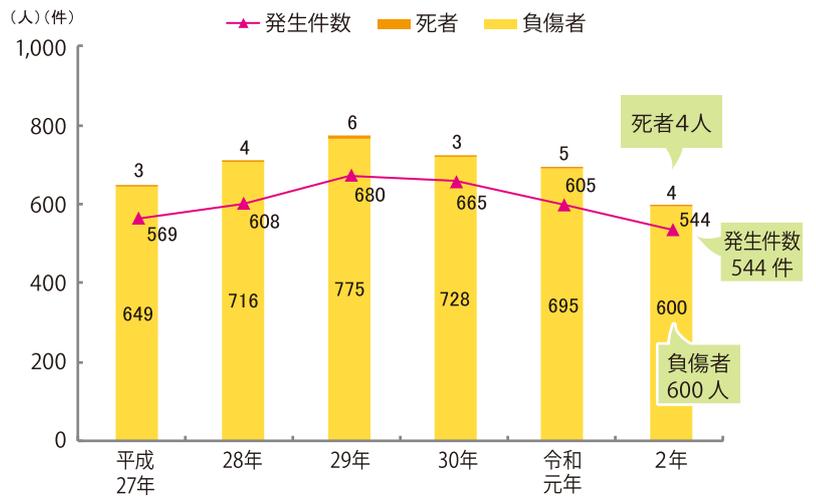
資料: 令和2年鶴見消防署

3 交通

● 区内駅別一日平均乗車人員



● 交通事故発生件数と死者・負傷者の推移



令和2年中は544件の交通事故が発生し、負傷者は600人、死者は4人でした。前年と比べると発生件数、負傷者数、死者数の全てが減少しました。

4 犯罪

● 犯罪(刑法犯)の種類別認知件数 (令和2年)

(単位：件)

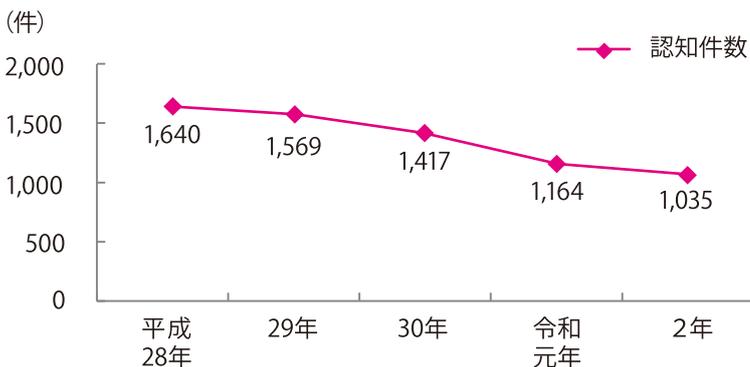
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	総数
			自転車	その他				
鶴見区	10	69	234	495	85	9	133	1,035
横浜市	103	1,049	2,217	7,484	902	173	1,639	13,567

犯罪件数は昨年に比べて129件減少し、横浜市全体では2,562件減少したよ。

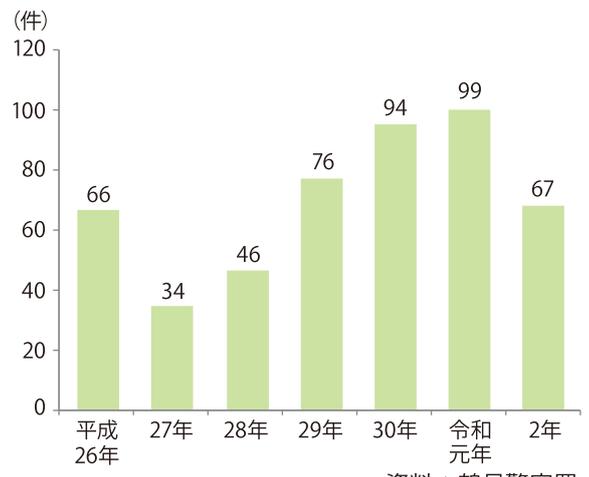


● 犯罪(刑法犯)認知件数の推移

令和2年中の鶴見区内の犯罪認知件数は1,035件で、平成25年以降減少を続けています。また、平成27年以降年々増加していた特殊詐欺件数も減少しました。



● 特殊詐欺件数の推移

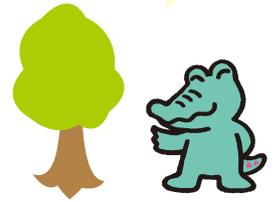


5 環境

● 緑被率（令和元（平成 31）年調査）

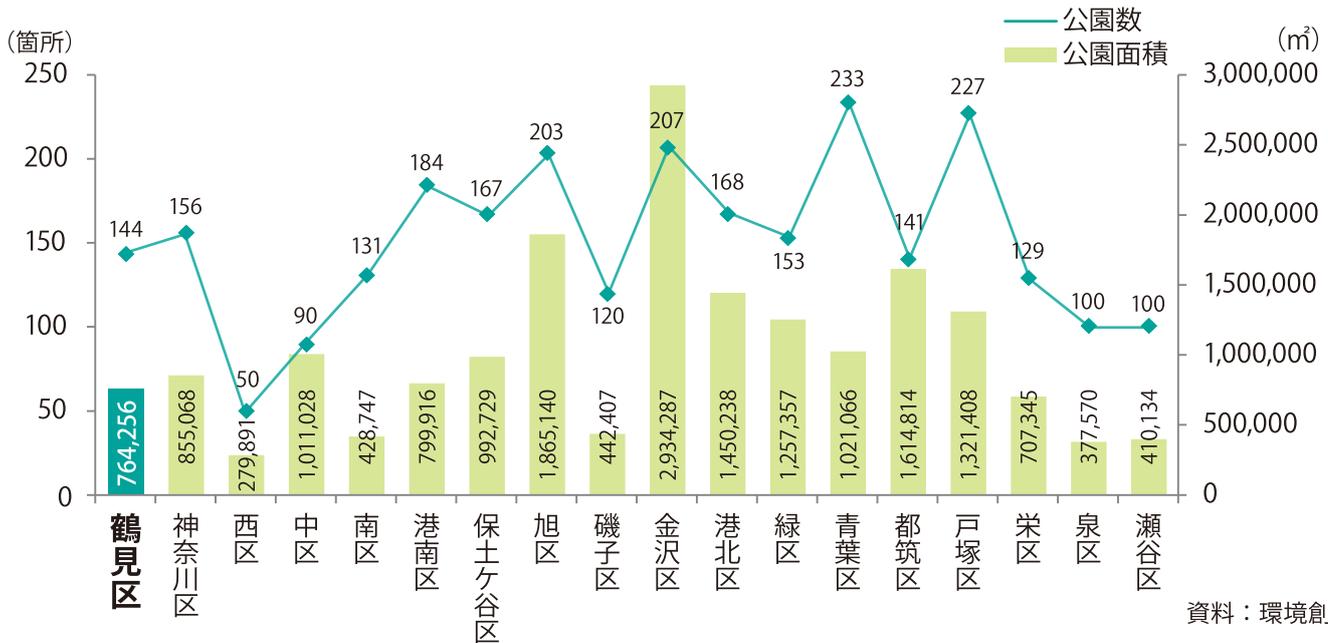


鶴見区の緑被率は、
18区中17位で、
減少傾向にあります。



資料：横浜市統計書

● 区別公園数・公園面積（県立公園含む）（令和3年3月31日現在）



資料：環境創造局

鶴見区には、令和3年3月31日現在、144箇所の公園があり、その面積は764,256㎡となっています。そのうち、県立三ツ池公園が296,838㎡と、区内の公園面積の約4割を占めています。

COLUMN ▶ 鶴見区のマスコットはなぜワニなの？

僕の横顔に似てるでしょ？

鶴見区マスコットキャラクターの「ワックン」は、区制60周年（昭和62年）を記念して昭和63年1月に誕生しました。

ワニが選ばれたのは、鶴見区の形がワニの顔の形に似ていること、「産業の街・鶴見」の力強いイメージにぴったりなことなどが主な理由です。



※緑色の部分が鶴見区

6 区民フェスティバル

鶴見区では、区民フェスティバルを開催しています。それぞれのフェスティバルは、会場周辺の地区連合町内会や地元企業等により組織された実行委員会の企画運営により、開催されています。

● 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル

多数の区民ボランティア参加のもと、ステージでの各団体の発表や、フリーマーケット、中学生ボランティアによる牛乳パックの回収などを通じて、「文化と環境」に関心を持ち、積極的に理解することを目的に開催しています。

また、鶴見区の友好交流都市である、福島県西会津町や棚倉町、石川県輪島市の特産物の販売なども行われています。

会場 県立三ツ池公園



団体によるステージイベント

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、中止となりました。

● つるみ臨海フェスティバル

「鶴見大好き 私のふるさと～みんなで創ろう つるみ臨海部」をテーマとして、臨海部に親しみながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていけるあたたかな地域づくりを目的に開催しています。ステージでは、地元小中学校や団体による多彩なパフォーマンスが繰り広げられ、地域の団体や地元企業が多数の模擬店を出店し、まつりを盛り上げています。

また、毎年恒例のお楽しみ抽選会も行われ、会場は大いに賑わいます。

会場 入船公園



ステージイベント
(みんなで踊ろう!!鶴見ふるさと音頭)の様子

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため、中止となりました。

資料：鶴見区地域振興課

COLUMN 関東の沖縄タウンつるみ!?

鶴見区には、多くの沖縄料理店や沖縄芸能の団体があります。明治の後半、沖縄では土地整理事業により土地を失った人々が県外・海外へ移住するようになりました。また同じ頃、鶴見では京浜工業地帯の工場などの敷地の埋立・造成のため労働力の需要が高まり、沖縄出身の若者が出稼ぎに来て定住するようになりました。現在でも、鶴見区は沖縄出身の方が多く、区内のお祭りや沖縄料理店などで、沖縄の文化や方言に出会うことができます。



ウチナー祭開幕宣言

● **鶴見ウチナー祭** 令和3年11月14日に、テイクアウトを中心とした沖縄にぎわい市場を鶴見駅前東口広場で開催しました。
※例年は11月に入船公園で開催。約70,000人の来場者で賑わいます。

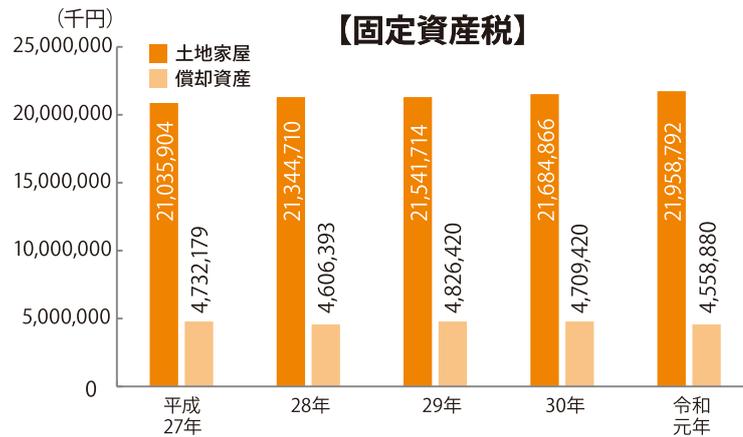
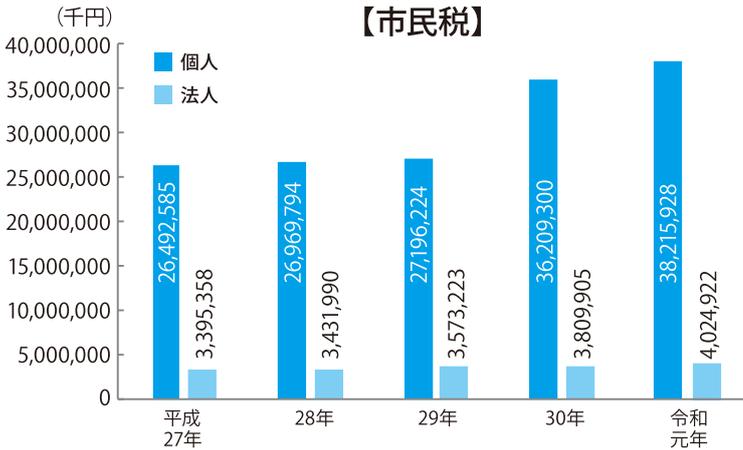


7 市税

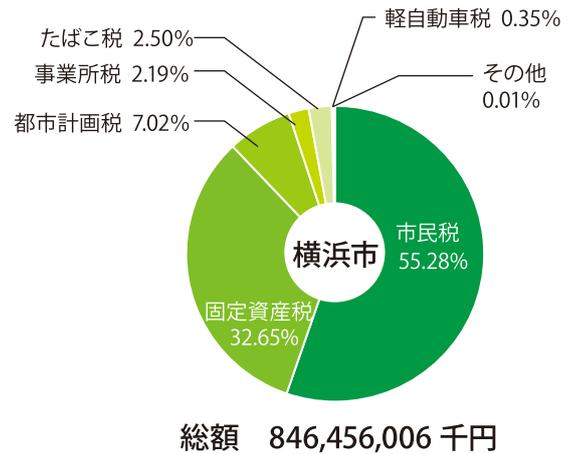
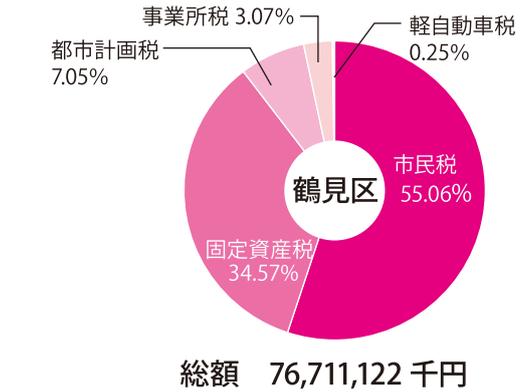
横浜市の令和元(平成31)年度の市税収入は、約8,465億円で、前年度に比べ約227億円の増収となりました。税別では、「個人市民税」は給与所得納税者数の増加などにより、「固定資産税(土地家屋)」は新築家屋の増加などにより、ともに増収となっています。

なお、鶴見区の令和元(平成31)年度の市税収入は約767億円で、市全体の約9.06%を占めています。

● 鶴見区税別収入の推移



● 市税収入の構成比 (令和元(平成31)年度)



資料: 令和元(平成31)年度市税決算額調

8 戸籍

● 戸籍数(本籍) (令和3年3月31日現在)

横浜市合計 1,296,137 戸籍 (単位: 戸籍)

1位	2位	3位
港北区 110,740	鶴見区 103,797	旭区 90,084

● 住民登録世帯数 (令和3年3月31日現在)

横浜市合計 1,832,504 世帯 (単位: 世帯)

1位	2位	3位
港北区 175,307	鶴見区 150,137	青葉区 137,975

鶴見区の戸籍数(本籍)は令和3年3月31日現在で、103,797戸籍(前年より32戸籍減少)。また、区内に住民登録をしている世帯の数は、150,137世帯(前年より852世帯増加)で、それぞれ港北区に次いで18区中第2位となっています。

戸籍数、住民登録世帯数ともに、前年と同じ順位の2位だよ!



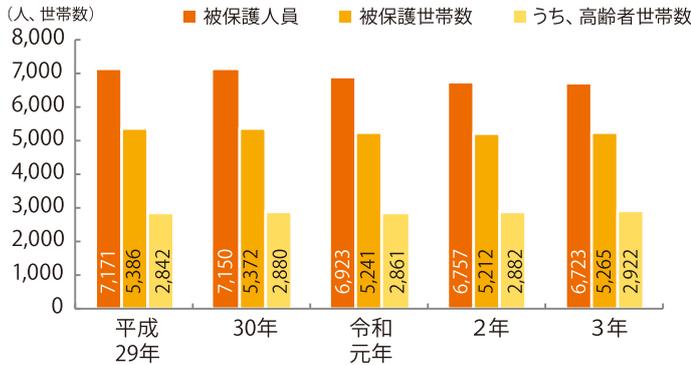
資料: 鶴見区戸籍課
横浜市統計書

9 生活保護

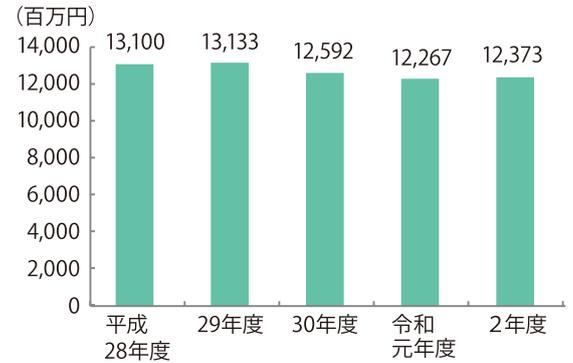
令和3年4月現在の鶴見区において、生活保護を受給している世帯は 5,265 世帯、人員は 6,723 人で、それぞれ中区、南区に次いで 18 区中3位となっています。

最近の鶴見区の動向としては、近年、被保護世帯数は減少傾向が続いていましたが、コロナ禍に伴う雇用状況や経済情勢の変化により、増加に転じました。また、高齢化の影響で、被保護世帯のうち高齢者世帯が5割を超えています。

● 生活保護人員・世帯数の推移 (各年4月現在)



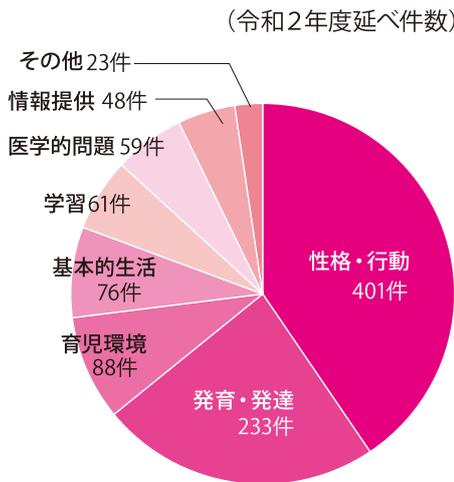
● 生活保護費の推移 (各年度決算額)



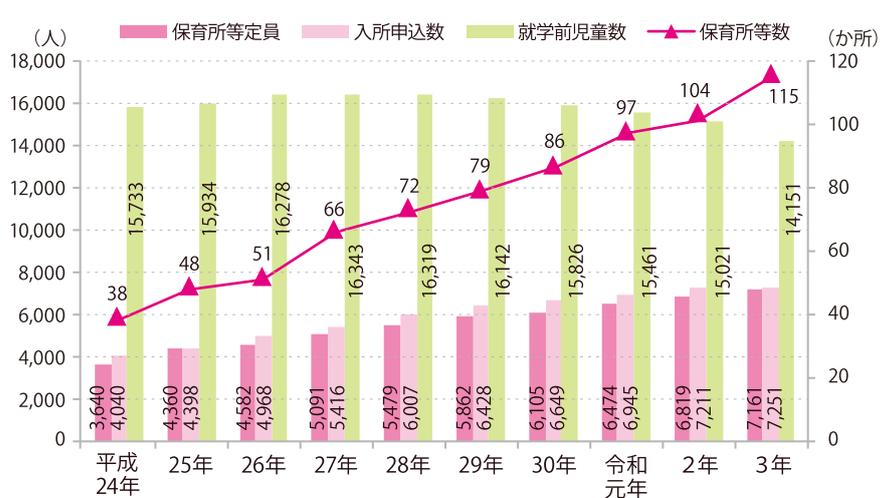
資料：鶴見区生活支援課

10 子育て

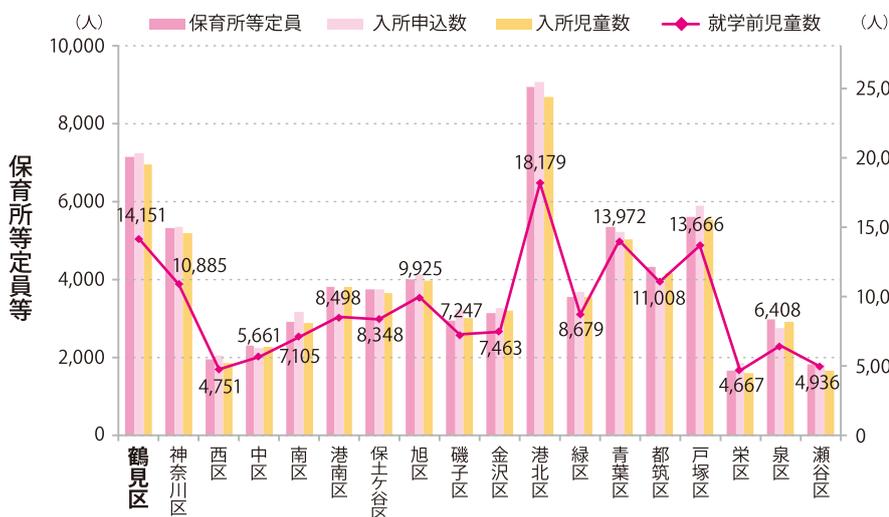
● 子ども家庭支援相談状況 (令和2年度延べ件数)



● 鶴見区の保育所等利用状況について (各年4月1日)



● 18区別の就学前児童数と保育所等の状況 (令和3年4月1日現在)



鶴見区は就学前児童数・保育所等定員数がともに18区中2番目に多いよ。また、就学前児童数は減少傾向だけど、入所申込数は増加しているよ。



資料：鶴見区子ども家庭支援課

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）を含む。

11 健康

● 平均寿命

鶴見区の平均寿命は18区中、男性が15位、女性が17位、平均自立期間は18区中、男性が15位、女性が17位となっています。

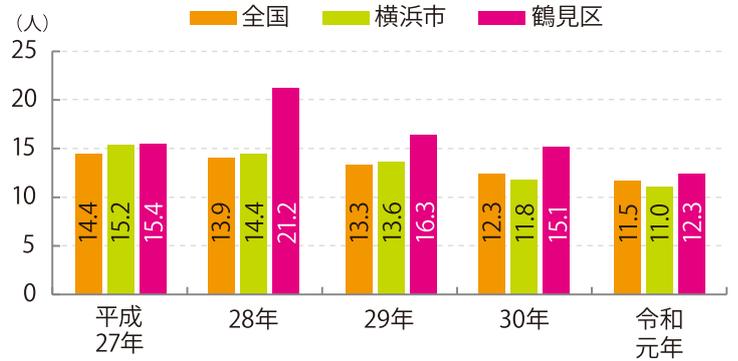
区別生命表(平成28年)

	平均寿命		平均自立期間	
	男	女	男	女
横浜市	81.37	87.04	79.61	83.30
鶴見区	80.17	85.84	78.24	81.85
神奈川区	81.57	86.77	79.79	82.89
西区	79.50	85.94	77.85	82.37
中区	78.06	85.88	76.28	81.94
南区	79.18	85.72	77.41	81.83
港南区	81.40	87.08	79.58	83.13
保土ヶ谷区	80.62	86.44	78.82	82.70
旭区	81.37	87.75	79.61	83.74
磯子区	81.13	86.70	79.40	83.18
金沢区	81.70	86.84	80.02	83.34
港北区	82.25	87.61	80.32	83.77
緑区	82.96	87.67	81.08	83.88
青葉区	83.67	88.47	81.91	84.90
都筑区	82.87	88.71	81.10	85.14
戸塚区	82.03	86.90	80.30	83.39
栄区	81.16	87.25	79.76	83.85
泉区	82.38	87.43	80.73	83.88
瀬谷区	80.61	86.84	78.89	83.24

※平均寿命…0歳平均余命
平均自立期間…日常生活に介護を要さない期間の平均

● 結核

鶴見区の結核罹患率は、平成28年は増加しましたが、平成29年からは減少しています。



※結核罹患率は、新規結核登録者数を人口10万人あたりに換算した数値

噛む 噛む **COME COME 元気大作戦!**

全身の健康には歯の健康も大きく関わっているよ!いつまでも、元気で食べて話して笑えるように、年に2回は歯科健診を受けようね。



● 主な死因の状況

主な死因は、多い順に、悪性新生物(がん)、心疾患、老衰となっており、全死因の5割を超えています。

主な死因の死亡数(単位:人)

	全死因	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故	肝疾患	自殺	腎不全	慢性閉塞性肺疾患	その他
令和元年	2,418	728	378	220	165	124	88	46	44	38	35	552
平成30年	2,503	720	418	225	188	146	90	44	47	30	45	550
平成29年	2,364	668	343	207	173	146	94	52	42	36	45	558

資料:鶴見区福祉保健課

12 選挙

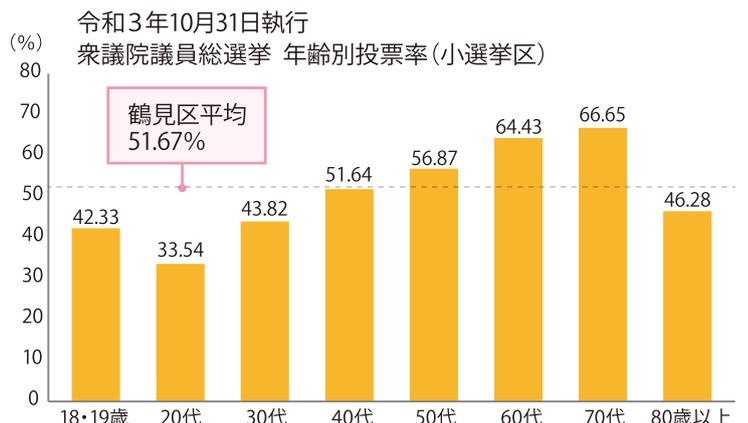
鶴見区の投票率は低迷しており、近年の選挙ではいずれも横浜市平均を下回っています。また、年齢別に投票率をみると、20代の投票率が最も低く、若年層を中心に投票率の向上が課題となっています。

● 最近の投票率

選挙名	選挙日	投票率(%)		18区中順位
		鶴見区	横浜市	
衆議院議員総選挙(小選挙区)	R3.10.31	51.63	56.07	18位
横浜市長選挙	R3.8.22	44.18	49.05	18位
参議院議員通常選挙(選挙区)	R1.7.21	46.58	49.70	17位
統一地方選挙(市会)	H31.4.7	40.61	42.48	14位(17区中)
衆議院議員総選挙(小選挙区)	H29.10.22	47.00	51.56	18位
横浜市長選挙	H29.7.30	33.22	37.21	18位

※H31.4.7の統一地方選挙の順位は、18区のうち無投票当選の1区を除いたもの。

● 鶴見区年齢別投票率(在外投票を除く)



※この表は在外投票を除くため、左表と平均投票率が異なります。

令和3年! ついに完成!!

TSURUMI KAGETSUEN PARK

鶴見花月園公園

始まりは、
大正3年

日本の元祖テーマパーク
“東洋一の遊園地 鶴見花月園”誕生

鶴見花月園は、大正3年に平岡廣高によって造られました。当時では珍しい観覧車、メリーゴーランド等の遊具や動物園等の施設で人気を博したほか、大正11年に設立された花月園少女歌劇は質の高い演劇活動で東の宝塚とも称されました。

昭和25年

総収容人員 25,125 名!
大観衆に包まれる “花月園競輪場”

昭和21年に閉園された遊園地の跡地には、4年後、娯楽施設として広く親しまれた花月園競輪場ができました。売り上げ減少等により、平成22年にその幕を閉じるまで、市内唯一の公営競技場として約60年間運営されました。



競輪場時代

令和3年
11月1日

集い・憩い・活動し、親しむ公園 “鶴見花月園公園” が完成!

こどものための、
ワクワク遊具がたくさん!

大人のための
エクササイズエリアも!

ソウさん広場



ソウさん滑り台

右からパパぞう、
ママぞう・子ぞう!

天気がいい日は
富士山やベイブリッジも見えるよ!

かまどを収納したスツール



かまどベンチ



マンホールトイレ

器具は用途別に12種類!

令和3年11月、地域の憩いの場であり、防災機能もあわせもつ「鶴見花月園公園」が完成しました! 公園には子どもの遊具だけでなく大人用の健康器具も設置されており、自分の体力にあわせて楽しく体力増強や健康維持ができます。

マンホールトイレや座面の下にかまどがあるベンチ、移動可能なかまどが収納されているスツール(背もたれの無い椅子)等の防災設備があるよ!



参考文献: 「鶴見花月園秘話 東洋一の遊園地を創った平岡廣高」 齋藤美枝
「花月園観光三十年史」花月園観光株式会社
協力: 鶴見歴史の会 齋藤美枝さん

略年表

年	月	できごと	
建久元(1190)	—	源頼朝、上洛 鴨志田十郎、馬場次郎、寺尾太郎、寺尾三郎太郎などが 随行したことが『吾妻鏡』に記されている(平安時代末期)	
承久3(1221)	—	承久の乱 戦傷死者の中に潮田四郎太郎、潮田六郎、寺尾又太郎、 寺尾左衛門尉などの名前が『吾妻鏡』に記されている	
元弘3(1333)	—	新田義貞挙兵・鶴見合戦おこる	
建武元(1334)	—	『松蔭寺古図』作成(室町時代)	
永享8頃(1436)	—	諏訪氏が寺尾城を築城	
慶長5(1600)	10	関ヶ原の戦い	
	6(1601)	—	
	16(1611)	—	
嘉永6(1853)	6	ペリー来航	
安政6(1859)	6	横浜開港(6月2日開港記念日)	
文久2(1862)	8	生麦事件おこる	
明治5(1872)	9	新橋～横浜間鉄道開通、鶴見駅開業	
	22(1889)	4	市制施行(人口116,193人) 市制施行に併せて、鶴見地域に旭村、生見尾村 (後の鶴見町)、町田村(後の潮田町)誕生
	38(1905)	12	品川・神奈川間に京浜電鉄(現京浜急行)開通、鶴 見停留所(現京急鶴見駅)開業
	44(1911)	11	曹洞宗大本山總持寺 鶴見に移転
大正2(1913)	2	浅野総一郎、鶴見海岸の埋立に着手	
	3(1914)	5	平岡廣高、日本初の児童遊園地「花月園」を開園
	12(1923)	9	関東大震災発生
	14(1925)	4	鶴見町(旧生見尾村)と潮田町(旧町田村)が合併 鶴見町となる
	15(1926)	3	鶴見線の前身「鶴見臨港鉄道」開通
		11	第一京浜国道(現国道15号)全線開通
昭和2(1927)	4	鶴見町、旭村(現在の鶴見区全域と神奈川区・港 北区の一部)が横浜市に合併	
		10	横浜市の区制施行により鶴見区(当時の人口62,446 人)誕生(鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子の5区)
	3(1928)	6	横浜市電子安線生麦～金港橋間開通
	18(1943)	7	私鉄鶴見臨港鉄道が国に買収され、国鉄鶴見線 (現JR鶴見線)になる
	20(1945)	4	鶴見の大空襲で12,400余戸焼失
		8	終戦
	21(1946)	11	児童遊園地「鶴見花月園」閉園
	25(1950)	5	花月園競輪場開場
	29(1954)	4	三ツ池公園、県立公園に指定
	31(1956)	9	横浜市、政令指定都市に指定
	33(1958)	3	第二京浜国道(現国道1号)全線開通
		9	台風22号で鶴見川氾濫 家屋水没648世帯、 床上浸水14,000戸
	38(1963)	11	国鉄鶴見事故161人死亡
	41(1966)	8	横浜市電生麦線廃止
	42(1967)	5	鶴見川、1級河川に指定
	44(1969)	5	「鶴見会館」開館
	50(1975)	4	獅子ヶ谷市民の森開園
	52(1977)	10	区制50周年 人口237,678人 (『鶴見区史』編纂)
	55(1980)	1	鶴見図書館開館
		12	末吉地区センター開館(鶴見区第1号)
	60(1985)	10	鶴見公会堂開館
	61(1986)	3	鶴見駅西口市街地改造事業完了 (本市施行の初の再開発事業)
	62(1987)	10	区制60周年 人口243,751人 (『鶴見の歴史と人々のくらし』編纂)
	63(1988)	1	鶴見区新総合庁舎完成 鶴見区マスコット「ワックン」制定
		11	「横溝屋敷」市指定文化財第1号に指定
平成元(1989)	9	ペイブリッジ・スカイウォーク完成	
	2(1990)	6	上寺尾小学校コミュニティハウス(鶴見区第1号)開所
		7	大黒ふ頭埋立完成
	3(1991)	2	鶴見区のシンボルマーク制定
		11	区民の花(サルビア)決定
	6(1994)	5	鶴見駅西口行政サービスコーナー設置

年	月	できごと	
平成6(1994)	5	潮田交流プラザ(国際学生会館・地区センター・地域ケ アプラザ(鶴見区第1号)・ふれあいショップPORT)開館	
	12	鶴見つばさ橋開通	
	7(1995)	4	環境事業局鶴見工場本格稼働
	8(1996)	7	大黒海づり公園開園 高齢者保養研修施設「ふれーゆ」オープン
	9(1997)	5	入江川せせらぎ緑道開通
		10	区制70周年 人口250,883人 (『鶴見懐かしの写真集』を編纂)
			区の木(サルスベリ)決定
	10(1998)	10	中途障害者地域活動センター「ふれんどーる鶴見」開所
	11(1999)	7	馬場花木園開園
		10	福祉保健活動拠点開設
	12(2000)	4	理化学研究所「横浜研究所」発足
		5	特別養護老人ホーム「新鶴見ホーム」開所
		11	障害者地域活動ホーム「幹」開所
		12	「馬場赤門公園」開園
	13(2001)	3	「横浜市産学共同研究センター」開設
		4	「横浜市立大学大学院(連携大学院)」開校
	14(2002)	1	福祉保健センター開設
	15(2003)	4	横浜新技術創造館「リーディングベンチャープラザ」開館
	16(2004)	4	国道357号線開通
	18(2006)	1	「ゆうづる」(鶴見市場地域ケアプラザ・鶴見市場 コミュニティハウス)開所
	19(2007)	3	東部地域中核病院「済生会横浜市東部病院」開院
		5	鶴見中央地域ケアプラザ開所
		10	区制80周年 人口267,447人 (『つるみみやげ』発行)
	20(2008)	—	鶴見駅東西自由通路の再整備完了
	21(2009)	4	横浜サイエンスフロンティア高等学校開校
	22(2010)	3	花月園競輪場閉園
		11	「鶴見会館」閉館
		12	鶴見中央コミュニティハウス開館 鶴見国際交流ラウンジ開館
	23(2011)	3	区民文化センターサルビアホール開館 鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業完了
	24(2012)	1	生麦地域ケアプラザ開所
		4	福島県棚倉町、西会津町と友好交流協定書を締結
		11	鶴見駅 駅ビル「CIAL鶴見」開業
	25(2013)	2	石川県輪島市と友好交流協定書を締結
		4	鶴見駅西口第二自転車駐輪場オープン(1,000台を収容)
	27(2015)	2	馬場地域ケアプラザ開所
		11	鶴見駅東口駅前広場整備完了
	29(2017)	3	高速横浜環状北線開通
		10	区制90周年 人口288,765人 (『鶴見みどころ90』発行)
	30(2018)	4	旧鶴見工業高等学校跡地に特別養護老人ホーム、 聖灯看護専門学校開設、下野谷町三丁目公園開園
	31(2019)	4	大黒ふ頭客船ターミナル完成 大黒ふ頭にクイーンエリザベスが初入港
令和元(2019)	6	旧鶴見工業高等学校跡地にリハビリテーション病院開設	
	11	「特定景観形成歴史的建造物」指定の馬場花木園 の古民家(旧藤本家住宅)オープン	
	2(2020)	10	横浜北線 馬場出入口供用開始
	3(2021)	11	鶴見花月園公園開園

COLUMN 江戸時代の鶴見

江戸時代、鶴見の東海道筋は、街道の生麦村、鶴見村、市場村などに人が集まり、神奈川宿と川崎宿の間で「間の宿」として、にぎわいをみせていました。鶴見地域の大部分は幕府の直轄領(天領)で、代官が治めており、旗本領としては、獅子ヶ谷・駒岡・潮田(一時期)などがありました。

また、江戸時代の生麦は「御菜ハヶ浦」の一つとして栄え、新鮮な魚介類を江戸城に献上していました。御菜ハヶ浦とは、江戸城の御菜御着を定期的に献上するほか、各種の船役を勤める見返りとして、現在の東京湾の漁猟に特権を認められていた専業漁業村落のことです。生麦以外にも、芝金杉、本芝、品川獵師町、大井御林町、羽田(いずれも現東京都)、神奈川獵師町、新宿(いずれも現神奈川区)の7浦が指定されていました。



発行：鶴見区役所総務課統計選挙係

横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

電話 045-510-1660 FAX 045-510-1889

Eメール tr-toukei@city.yokohama.jp

<http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/>

令和4年2月発行

自治会・町内会長 各 位

鶴見区長 森 健二

令和 3 年度「鶴見区自治会町内会長永年在職者表彰式・感謝会」の中止について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区政の推進に多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「鶴見区自治会町内会長永年在職者表彰式・感謝会」は、3月7日の開催に向けて準備を進めておりましたが、誠に残念ながら、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、中止を決定いたしました。

御予定をいただき、楽しみにしていただいた皆様におかれましては、心よりお詫び申し上げます。

なお、表彰状・感謝状及び記念品につきましては、自治会町内会長永年在職者の皆様へ、個別にお送りいたします。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げます。

【担当】

鶴見区地域振興課

地域振興係 井上、福田

電話 510-1688

令和3年度 表彰対象者一覧

No.	区分	団体名	氏名（敬称略）	表彰状・感謝状
横浜市自治会町内会長永年在職者 10名				
1	30年	馬場町南部自治会	宮野 昌夫	市長表彰状
2	15年	江ヶ崎町内会	黒川 治宣	
3	15年	市場西中町自治会	森田 洋司	
4	15年	仲通一丁目自治会	中村 壽晴	
5	15年	岸谷第一自治会	海老塚 伸一	
6	15年	馬場西部自治会	佐藤 徹弘	
7	地区連合10年	鶴見中央地区自治連合会	村上 英一	市長感謝状
8	10年	鶴見東町会	早野 幹夫	
9	10年	さくらパレス自治会	飯塚 裕	
10	10年	豊岡第三町会	春山 和代	
鶴見区自治会町内会長永年在職者 10名				
11	5年	矢向南町町内会	伊藤 充繁	区長感謝状
12	5年	市場東中自治会	松本 親明	
13	5年	朝日町自治会	上田 久美子	
14	5年	下野谷1・2丁目自治会	金井 治	
15	5年	小野町第二自治会	増田 勇	
16	5年	生麦北町北部自治会	巴 伸一	
17	5年	東寺尾南部明朗会	齋藤 健一	
18	5年	東寺尾中部会	加藤 典子	
19	5年	上末吉二丁目町会	佐藤 武二	
20	5年	下末吉第二末吉会	川野邊 肇	

■自治会町内会を対象とした主な補助事業等

No.	依頼時期	事業名称	補助概要	所管（問合せ先）
1	4月	会館整備補助金	会館新築、建替え、増築、改修、修繕等に係る費用を補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
2	4月または5月	家具転倒防止対策助成事業	転倒防止器具の取付けを無料代行します。	総務局地域防災課（671-3456）
3	4月または5月	感震ブレーカー設置補助	木造住宅密集地域を対象に感震ブレーカーの購入費用や取付けを支援します。	総務局地域防災課（671-3456）
4	11月	地域振興助成事業	地域活性化のための活動に対して補助します。	公益社団法人 鶴見法人会（521-2531）
5	2月	鶴見区新たなチャレンジ応援補助金	地域の課題解決に向けた事業で新規又は既存事業を発展させる取組に対して補助します。	鶴見区区政推進課（510-1678）
6	2月	共助のための防災活動補助金	地域防災力向上につながる共助のための自主的活動の経費を補助します。	鶴見区総務課（510-1656）
7	3月	地域活動推進費補助金	自治会町内会の公益的活動に対して補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
8	3月	地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会が所有する地域防犯灯の維持管理費を補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
9	3月	町の防災組織活動費補助金	自主防災組織活動に対し、補助金を交付します。	鶴見区総務課（510-1656）
10	3月	LED防犯灯整備事業	LED防犯灯を新設設置します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
11	3月	地域防犯カメラ設置補助	自治会町内会が設置する防犯カメラの費用の一部を補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
12	3月	初期消火器具等整備補助	初期消火器具等を設置、更新する際の費用の一部を補助します。	鶴見消防署総務・予防課（503-0119）